

平成25年第7回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成25年9月18日	午前10時00分
	散 会	平成25年9月18日	午後5時02分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具志堅 勉	出	9	仲宗根 宗 弘	出
2	座間味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	欠
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

8 番	崎 浜 秀 進	9 番	仲宗根 宗 弘
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	饒平名 知 政
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章
商 工 観 光 課 長	宮 城 健		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓
---------	---------	-----	---------

議 事 日 程

9月18日（水） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第7号	平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について (報 告)
6	報告第8号	平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について (報 告)
7	報告第9号	平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について (報 告)
8	報告第10号	平成24年度本部町教育委員会事務点検・評価報告について (報 告)
9	議案第41号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (議案説明・審議・採決)
10	議案第42号	工事請負契約の締結について（建築1工区） (議案説明・審議・採決)
11	議案第43号	工事請負契約の締結について（建築2工区） (議案説明・審議・採決)
12	議案第44号	工事請負契約の締結について（建築3工区） (議案説明・審議・採決)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第45号	工事請負契約の締結について（電気1工区） （議案説明・審議・採決）
14	議案第46号	工事請負契約の締結について（電気2工区） （議案説明・審議・採決）
15	議案第47号	工事請負契約の締結について（機械1工区） （議案説明・審議・採決）
16	議案第48号	工事請負契約の締結について（機械2工区） （議案説明・審議・採決）
17	議案第49号	工事請負契約の締結について（本部小学校グラウンド整備工事） （議案説明・審議・採決）
18	議案第50号	本部町公共下水道本部町浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について （議案説明・審議・採決）
19	議案第53号	平成25年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
20	議案第54号	平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
21	議案第55号	平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
22	議案第56号	平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について （議案説明・審議・採決）

○ **議長 島袋吉徳** ただいまから平成25年第7回本部町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

開 会（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 崎浜秀進議員及び9番 仲宗根宗弘議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの8日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの8日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしてありますが、その中から抜粋して説明をさせていただきたいと思っております。

6月7日、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進検討業務調査結果に関する説明会が北部合同庁舎2階でありました。

6月9日、本部郷友会定期総会並びに敬老会が沖縄県農業協同組合真和志支店でありました。

6月21日、本部町観光協会通常総会及び法人設立総会が琉宮城蝶々園で行われまして、ついでに観光協会の法人設立総会も同時に行われております。本部町観光協会は平成25年2月14日付で法人登記を行っております。

7月9日、県産品優先使用の要請行動団の受け入れを行っております。県内23社から本部町内に要請団がまいております。その場で本部の特産物の展示も行っております。

7月13日、北部広域市町村圏事務組合第35回臨時総会が行われました。これ一般補正予算です。

7月26日、本部町議会第6回臨時議会。

7月28日、奄美・やんばる広域交流推進協議会が行われました。事業報告、収支決算、収支予算、役員改選がありまして、会長が名護市長の稲嶺 進氏にかわっております。

8月7日、沖縄県町村議会議長会臨時会。これは役員改選の臨時会になっております。

8月12日、本部高校の存続要請を県庁で行っております。

8月14日、北部市町村議会議長会第2回理事会・総会。

8月15日、北部広域市町村圏事務組合臨時会が北部会館で行われております。

以上で報告を終わります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時08分）

再開いたします。

再 開（午前10時10分）

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。私の行政報告を平成25年の6月から8月までの間の主な事柄についてご報告をいたします。なお、議長とダブる部分については、なるべく省きます。

資料をお開けください。

6月4日には、本部港内駐車場の整備について伊江村長と合同で川上副知事に、これは県港湾なので立体駐車場か何かつくってほしいというような要請をしております。これは前々から伊江村といろいろと議論をしてきた懸案でございまして、今皆さんご承知のとおり、車が非常に乱雑でありまして、せんだっての大雨で車が港湾に流れたり、落ちたりしたり事例もあつたりしているものですから、そういった意味で県に強く要請をしております。

同じく10日、やんばる・本部応援元気プロジェクトということで、もとぶの日、6月10日に引っかけまして、那覇郷友会の青年部を中心に「もとぶの日ピーアール」を行ってきております。

次に14日、沖縄県森林資源研究センター、これは皆さんご案内のように、前の名前は沖縄県林業試験場、大中にあったのが、いわゆる農業試験場の地域にそのエリアに統合されて、立派な施設ができたというふうなことでございますので、ぜひ皆さんも機会がありましたら足を運んでいただければと思っております。

21日は、先ほど議長からあつた件であります。この観光協会の法人設立総会において、役員の改選がありまして當山清博氏が観光協会の会長に就任しております。

23日、恒例ですが、総理大臣もご臨席のもと、全戦没者追悼式に出席をいたしました。

開けまして、次のページです。7月1日、教育委員、新しく山城幸恵さん、議会の承認をいただきまして辞令を交付しております。

7月2日、北部市町村会で海外視察研修ということで、これは四、五年ぶりでしたかね、グアムの基地の視察があつたんですが、その後、四、五年ぶりに観光と地域開発、あるいは企業誘致等々の関連で11首長と1副村長、全員参加のもとシンガポールとマレーシアに行つてまいりました。少しばかり感想を申し上げますと、シンガポールはご承知のとおり、非常に小さな国であります。人口530万人程度、面積716平方メートルということで赤道直下にあります。とても金融制度だとか、貿易、流通、あと東南アジアの中心にあるということで非常に発展している国でございまして、ちなみに人口1人当たりのGDPが4万9,000ドルということで、東南アジアでは断トツということで、非常にまた医療水準も世界最高水準と言われておりまして、医療ツーリズムも大変盛んであります。また、各国からの有名な投資家も移住しているというようなことは皆さんもご承知だと思いますが、そういう国で、また国自体も清潔で、大変参考になっております。沖縄からも結構仕事で移住をしているようなことも聞いております。あとマレーシアにつきましてでございますが、マレーシアは少し大きい国で3,000万人の人口で、面積約33万平方キロということで、この国は非常に発展が目覚ましいということで、いわゆるインフラ整備がどんどん進んでおりまして、また海外投資、国内投資も非常に積極的にやっている国で、確かにJDPはまだまだ人口1人当たり約1万ドル、さっきのシンガポールは約5万ドルというようなことで相当差があるんですが、しかしタイの約2倍の水準にあると言われております。最近のマレーシアの目新しい情報といたしましては、例の金武町の返還になりましたギンバル地区に600億円前後の投資をするということで、もう駐在員も張りついて、せんだって私も行きましたが、ホテル

の起工式もやって、今工事も進んでいるというようなことをごさいます、これから大変伸びる国だなということで、私どもも非常に注目する必要があると。両国もそうなのですが、国家主導型で非常に事業展開が速いと。シンガポールはそうですが、ほとんど国有地というふうなことで、そういった意味で開発が非常にタイムリーにやっている国だなというふうなことを感じました。どうぞ皆さんも機会がありましたら、ぜひ行かれてみていただければなと思っております。

次は9日、これは久方ぶりにマスコミ関係者との行政懇談会ということで、関係マスコミを集めまして、私ども班長以上ですね、交流を深めておりまして、そういう積み重ねが今回のタイムスとの共催での物産観光、あるいは芸能のフェアにつながったのではないかなと、私そういうふう感じております。

11日、定例の町村会の総会なのですが、ただ、その総会の中で東大の名誉教授の大森先生、行政学の大家でございますが、道州制について、全町村長に対する研修も含めての総会がございました。もちろん、せんだつてもお話をしたとおり、町村会は道州制を全面的に反対でございます。

17日、人権擁護委員に対する辞令交付を行っております。ちなみに委員は上間さん、知念さん、島袋さん、仲宗根さん、浦崎さんでございます。

18日、これは初めての試みということで、北部に事務所を置いております農業関係の、いわゆる所長を初め、関係者の方々と行政懇談会をしておりまして、その成果も少しずつ本部の事業にあらわれてきております。

23日、総合事務局開建部との、これも毎年やっていることではございますが、特に新しい議題、情報交換というふうなことで、いわゆる防災協定について、ぜひ国のやれ技術、それからノウハウだとか、あと機材、それを無償でお互い協力し合うというような総合協定をやろうというようなお話で、非常にいいお話が出ておりました。

次、開けてください。8月2日、ご案内のバイオマス有効活用施設ということで、供用開始を現在もうしております、ぜひうまく町民が利活用するように、また今後ともどうしたらいいのかも含めて、私ども行政の立場としてもしっかりと支援等、あるいはまた町民に対する情報提供もしてまいりたいなと思っております。

12日、議長からもあったんですが、強く本部高校の存続について、各関係団体の長を含めて、13名で強く存続要請をしてきたところであります。

23日、北振事業、いわゆる消防組合の分遣所の施設整備についての起工式を行っております。

28日、畜産共進会、毎年やっているんですが、今回新たにヤギの部分をご承知のとおり設けまして、出店していただきまして品評会と、あと審査委員からの評価では牛のほうも質がだんだん向上しているという評価も受けておりますので、引き続き、私どもバックアップをしてまいりたいなと思っております。ちょっと長くなりましたが、以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これで町長の行政報告を終わります。

大変失礼いたしましたけれども、日程3の次に結果報告書がありましたけれども、ちょっと抜かしてしましまして、追加をさせていただきます。

地方自治法第235条第2の第3項の規定により、月例現金出納検査の結果報告書がお手元にお配りしましたとおり、提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5．報告第7号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 議案の関連について内容をご説明しながら、よろしくご審議をお願いしたいと思っております。平成25年第7回本部町議会定例会におきまして、4件の報告、21件の議案を提出してございます。その内訳でございますが、平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてと報告4件、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例1件、工事請負契約の締結8件、公共下水道本部町浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結1件、本部町教育委員会委員の選任同意2件、平成25年度一般会計等4件の補正予算、平成24年度一般会計等5件の決算認定についての議案の提案となっております。説明に当たりましては、副町長以下担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○ **議長 島袋吉徳** 企画政策課長。

○ **企画政策課長 安里孝夫** 報告第7号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算について。地方自治法第243条の2第2項の規定により、平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり提出する。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。お配りしております報告書に沿って、説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。1ページは役員に関する事項で（1）は幹事会構成員について。理事長 城間氏及びほか8名が記載されております。（2）は本社の監事について2名記載されております。

2ページをお願いいたします。（3）は理事について。各市町村長と町村会事務局長が掲載されております。それから（4）は支社の監事について。平成25年3月末現在の監事が記載されております。各市町村原則2名となっております。

5ページをお願いいたします。（1）取得・造成工事項目の5行目、事業実績として、取得面積が8,213.06平米、金額にして4億8,897万2,000円となっております。詳しい内容については、下記及び次ページ以降のとおりとなっております。

19ページをお願いいたします。平成24年度の貸借対照表で資産の部に関して、資産の合計50億7,222万3,289円であります。負債の部、負債合計があり、41億5,010万3,417円となっております。一番下のほうに負債資本合計があり、50億7,222万3,289円となっております。内訳は20ページの掲載のとおりとなっております。

21ページをお願いいたします。平成24年度の損益計算書で当期損失が一番下のほうに記載されており、2,251万4,808円となっております。内訳は22ページからの掲載のとおりとなっております。

ます。

続きまして28ページをお願いします。資本金の明細表、基本財産ですが、各市町村の出資額が載っております。本部町が857万6,000円、昭和48年度と49年度に出資されております。全体の資本金合計は1億2,834万6,000円で、32団体分となっております。

次に32ページをお願いします。(1)の収益的収入及び支出についてですが、収入の決算額は2億2,887万6,497円で、明細は33ページに記載されております。支出の決算額は2億5,123万8,327円で明細は34ページのとおりとなっております。次に(2)の資本的収入及び支出についてですが、収入の決算額は21億965万5,177円で、明細は35ページの記載のとおりとなっております。支出の決算額は26億1,571万2,158円で、明細は同じく35ページの記載のとおりとなっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足分を補填した状況が記載されており、同年補填額が5億605万6,981円で、明細は36ページの記載のとおりとなっております。

次に37ページをお願いいたします。資金実績についての記載があり、受入資金済額が中段のほうに76億7,611万8,163円で、38ページから41ページの事項別明細書に記載されている部分となっております。支払資金済額が下段の68億5,138万9,187円で、次期繰越額が8億2,472万8,976円で、明細が42ページから47ページの記載のとおりとなっております。

続きまして49ページをお願いいたします。借入実績ですが、執行済額が合計で21億359万1,000円となっております。内訳は50ページから51ページの支社別明細表のとおりとなっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 すみません。訂正をお願いしたいと思います。先ほど土地開発公社の関係の事業報告及び決算報告について、23年度と申し上げましたが、24年度でございました。失礼いたしました。よろしくをお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 これで報告第7号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを終わります。

日程第6. 報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議会に報告する。実質赤字比率ございません。連結実質赤字比率ありません。実質公債費比率10.6%。将来負担比率61.2%。括弧書きは本町の早期健全化基準でございます。この括弧書き以上になると、早期健全化団体になるということでございます。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

次の2枚目のほうにはから健全化判断比率の推移表、概要等を載せてございますので、御参考にござらんになってください。以上で報告を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これでは報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第7. 報告第9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題とします。本件について提出者の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 報告第9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議会に報告する。

特別会計の名称、本部町水道事業会計の資金不足はございません。括弧の上にマイナスを表示しているのが資金不足が発生していないことを表示しています。本部町公共下水道特別会計の資金不足は発生してございません。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお開きください。1、資金不足比率の推移ということで、平成24年度、過去をさかのぼり4カ年間、上下水道とも資金不足は発生してございません。2の資金不足比率の概要としまして、資金不足比率は公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模（経営収益）に対する比率は、経営健全化基準の20%となっています。経営健全化率は良好な状態にあると思いますので、監査委員からの意見もありましたけれども、経営健全化率は良好な状態にあると思いますので、大丈夫だと思います。以上で報告を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これでは報告第9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第8. 報告第10号 平成24年度本部町教育委員会事務点検・評価報告についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 報告第10号 平成24年度本部町教育委員会事務点検・評価報告について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、議会に報告する。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

2ページのほうお願いいたします。報告の趣旨でございます。1、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条第1項の規定に基づき、教育委員会事務の点検及び評価について報告するものです。四角書きに根拠となります第27条を記載しております。2. 点検及び評価の対象。平成24年度に執行した事務事業を対象としております。3. 事務事業ごとの点検及び評価としまして、平成24年度で新規に行った事業のみを報告させていただきます。3ページの中段、本部高校チャレンジ塾、事業内容としまして本部高校在校生を対象とした塾である。本部高校生が目標とする大学等へ進学できるよう学力向上の支援を行う。点検・評価でございます。平成24年度から開始された塾である。1年生14人、2年生3人、3年生7人の計24人が受講した。3年生7人のうち、5人が大学進学、2人が就職し、受講生の希望する進路へ進めるよう支援ができたということで評価しております。

4ページをお願いします。上段です。その日の学び振り返り事業。これも平成24年度からの新

規の事業でございまして、県委託事業。算数、数学に特化した学習支援員を配置し、学習支援を必要と判断した児童生徒に対し、学習の支援を行う。点検・評価でございますが、本部小学校に2名、本部中学校に1名、計3名を加配しております。授業支援及び放課後支援（補習授業）を行った。期間は9月3日から2月28日。2学期、3学期までの116日間。その日に学んだ授業を放課後にやることによって、習熟度を上げることができたということで評価しております。ほか8ページまで事務の内容と、そして点検を行っております。以上、報告を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩（午前10時41分）
再開いたします。 再 開（午前10時42分）

これで報告第10号 平成24年度本部町教育委員会事務点検・評価報告ついてを終わります。

日程第9．議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年本部町条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条の規定に基づき、本部町鳥獣被害対策実施隊を設置し、鳥獣被害防止施策を適切に実施するため、この条例を提案します。次のページお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例44号）の一部を次のように改正する。別表（第2条、第3条関係）中で、下の段のほうに本部町鳥獣被害対策実施隊猟銃員という項目を1行設けて、年額報酬額が1万3,500円という行を1行挿入するというふうに改めたいと考えております。次のページお願いします。

参考資料ですが、条例の中の別表、下の段のほうですね。嘱託職員の行の手前に本部町鳥獣被害対策実施隊猟銃員、報酬の額1万3,500円と挿入したいと考えております。この件につきましては、去った8月26日に沖縄県営農指導課のほうから北部市町村長の会の中で、県の方針としまして沖縄県全体的に鳥獣被害の対策を講じるためにカラスですとか、そういう有害鳥獣の個体数を平成25年、平成26年、平成27年かけて減らしますという方針を今県のほうで計画を立てておりまして、北部市町村一斉にそれは統一した見解で実施していくことが効果的だということで、北部市町村で全体的にその個体数を減らす取り組みをやりましょうということで、この9月議会にそういう実施隊を定める条例を整備して、取り組んでいきたいと思いますという統一見解のもとに今回この提案となっております。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 条例の中身はいいんですけども、何をやるのかというのが問題だと思います。そして鳥獣被害が出ているんですけども、いろいろな鳥とかあるんですけども、全部をやるのか。それとこれ猟銃だと思うんですよ、打つのは。そして、その仕組みと言うんですか、見本の方法と言うんですかね、そこら辺も説明を願いたいと思います。どのようにしてこれを減らしていくのか。そして種類はどういう種類を考えているのか。たくさんありますよね、カラスとかフクロウとか、台湾ヒヨドリと言うんですか、そういうところも含めて、どれを対象にしているのかというのがはっきり見えてこないで、その点、説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番 石川議員にご説明いたします。

鳥獣被害対策の取り組みについて、その内容についてなんですが、今県のほうでもカラスの被害がかなり多いということで、カラスの個体数をまず減らしましょうという方針を打ち出しております。あとカラス以外にはマングースでありますとか、イノシシでありますとか、そういう鳥獣もいるんですが、とりあえず今回カラスのほうに力を入れて、その個体数を減らしていこうという方針を打ち出しています。町としましても県のほうでまた新たな事業なども予算化することになっておりますので、それを受けて町のほうでも例えばカラスの買い取り価格を決めて、1羽1,000円という今価格なんですけど、それを決めて、そういう買い取り制度も設けていきたいというふうに考えております。今回の条例改正の中では猟銃隊、これは狩猟の免許を持っている方に対して、町のほうから実施隊ということで委嘱をします。その人には年間1万3,500円の報酬を出して、カラスをとってもらおうと。あとそれ以外にまた実際に農家ですとか、直接被害を被っている農家などにも例えば箱わなですとか、そういうものを提供して実際にカラスを捕獲してもらうと。直接被害を受けている農家などについては、買い取り価格1羽1,000円など取り決めをして、カラスを減らす取り組みに対して協力していただきたいというふうに考えています。あとマングースについても今1羽1,000円という形で、マングースも減らす取り組みを行っていくという内容でございます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 これは報酬、狩猟隊ですか、そこは報酬年間1万3,000円といたら、ちょっと少ないのではないですか。それとその方々が捕獲をする、撃ち落として、これも1羽全部買い取りをするんですか。どうなるんですかね。その方々は専門でお互いが指定をするんですよ。猟銃隊ということで。その方々は報酬も出ますよね。微々たる金額ではあるんですけども、報酬を出した人間が撃ち落としたものを買い取るという制度というのがなじむのかどうか。そこはどのようなことになるのかな。そこをちょっと説明願いたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番 石川議員にご説明いたします。

今回、本部町鳥獣被害対策実施隊の猟銃員ということで委嘱する方、委嘱した場合にはこの条例が可決された後には1万3,500円の年額という形で報酬を支給しますと。1万3,500円のちょっ

と考え方なんです、それはやっぱり狩猟免許を持っている方に対しての委嘱になりますので、その狩猟免許を継続更新するためにかかる費用、経費相当分ということで考えております。1羽1,000円の買い取りをやるのかということなんです、今年度は一括交付金で狩猟免許を持っている方に対しての委託料という形で、カラスの捕獲の事業を委託しておりますので、今回狩猟隊がとったカラスに対しての買い取りは考えておりません。ただし次年度以降、今年度は一括交付金を使っているんですが、例えば一括交付金を委託料としては使わないということであればまた、狩猟隊がとったカラスを1,000円で買い取る、県の補助事業を使ってですね、買い取るという考えであります。そのためにも日当を払って、また買い取るというのは、これはなじまないと思いますので、報酬と買い取りという形にもっていききたいというふうに考えています。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩 (午前10時51分)
再開いたします。 再 開 (午前10時53分)

8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 担当課長にお聞きしたいと思っています。今、休憩中に大体の中身はわかったわけですが、本部町に狩猟の免許を持っている大体何名ぐらいいるのか、それが1点。2点目は、この委託された人たちが捕獲してくるカラスだけの1,000円なのか。それとも農家、この前に町が補助金でカゴをつくったですね。幾つか崎本部にもあるわけですが、そこに入ったやつはあれは補助金でつくっているわけだから該当しないと思うんだけど、農家独自にとってくる場合の対象のやり方。この2点。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 8番 崎浜議員にご説明いたします。

1点目、町内に今狩猟の免許を持っている方が何名いらっしゃるかということなんです、現在のところ実態の数というのは私ども把握しておりません。ただ、余りたくさんいらっしゃらないというのは聞いてはいるんですが、今後また実態をちょっと調べてみたいと思っています。もう1点、1,000円の買い取りの対象なんです、まず、猟銃隊がとってきたカラスについて基本的に1,000円で買い取るという考えでございます。ただし、今年度は一括交付金で委託事業でとっていますので、今年度はその買い取りは、猟銃隊がとってきたものの買い取りはやらないというふうに考えています。次年度以降、買い取ろうというふうに考えています。あと農家がとってきた場合ということになるんですが、今町の考えとしましては、これもこれから県の要綱、要領が定められてくるんですが、その方針としましては直接被害を被っている農家という方がまず最優先だろうという考えでございますので、例えば本部町内の農家とか、町のほうにカラスを持ってきて、それを買い取るという対象の方というのはやっぱり町のほうから任命するような形を持っていききたいと思っています。一般の方もだれがでもというわけにはちょっといかないもので、やはり直接被害を被っている農家でありますとか、その方などをまず優先という考えでいききたいと思っています。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 3番 西平 一議員。

○ **3番 西平** 一 猟銃を持っているという方ですから、資格があるわけですね。それに対しての私は対価だと思っていますので、そういった場合に単純に資格手当をあげればいいという話で済むのではないかなど。資格手当ですね、猟銃資格を得ているわけですから。そういう方々についてはちゃんとその手当を上げますと、報酬ではなくて。それをちゃんと年次年次、あるいは更新、これは何年に一度かわかりませんが、更新をやられている方に皆さんは交付をしていくわけですから、それでいいんじゃないですかね。報酬となるとやっぱり何らかの労働とか何かものが発生すると思いますので、そういう考え方はどうでしょうか。

○ **議長 島袋吉徳** 産業振興課長。

○ **産業振興課長 伊野波盛二** 3番 西平議員にご説明いたします。

猟銃を持っている方に対しての委嘱なので、その猟銃を持っている方に対しての手当という形ではいかがかというご質問ですが、今町の考えましても、その手当で例えば何とか手当、免許更新手当とか、そういう手当を出すという考えではなくて、鳥獣被害対策実施隊という形で町から任命します。そういう任務を負うということに対しての報酬という形で1年間はお願いたしますという意味合いで、その額についてはそういう登録更新に見合うだけの、これは3年に一度の更新ではあるんですが、3年で大体3万円以上の更新がかかるものですから、それを1年間に換算した場合の額で今想定をした費用としております。

○ **議長 島袋吉徳** ほかに質疑ありませんか。10番 仲間厚洋議員。

○ **10番 仲間厚洋** 二、三点お尋ねしたいと思います。この対策実施隊ですかね、これまだ決めてはないということだと思うんですけども、何名ぐらい予定しているのか。これができた場合、どういう形でこの方々を出動と言うんですかね、何か要請があった場合なのか、あるいは状況を見て、町の方で判断をして要請をかけていくのか。その活動の始まりと言うんですかね、そのところお願いします。あと、ちょっとよくわからなかったのでお尋ねしますが、今年度は買い取らないと、次年度は買い取ると、次年度からということですかね。何で今年度買い取らないのか、説明を求めたいと思います。カラス1羽1,000円、結構な金額だろうと思うんですけども、買い取る対象、持ってきた買い取る方は町のほうで指定するという事なんですけれども、なかなか素人がたくさんとれるわけではないと思うんですけども、その中で捕獲に長けた方、指定を受けていないけれども、捕獲に長けている方。そういった方々が請け負ってやる可能性がないでもない。これはカラスが減るんだから、それはそれで構わないと思うんですけども、そういった見極め等についてはどのような形でやられるのか。そのことをお尋ねしたいなと思います。

○ **議長 島袋吉徳** 産業振興課長。

○ **産業振興課長 伊野波盛二** 10番 仲間議員にご説明します。

まず、この猟銃隊員の人数どれくらい想定しているかということなんですけれども、今年度、平成25年度は委託事業ということで、これは中部の猟友会という狩猟免許を持っている方、中部の猟友会という組織がありますので、そこに今11名の方がいまして、そこに委託という形で一括

交付金を活用しまして、約150万円の委託料を払って、本部町のカラスの捕獲を平成25年度はやってもらっています。人数的には大体それぐらいのかなという今イメージとしては10名前後というイメージを持ってはおりますが、これから実施隊員の規定などは定めていきたいと思っています。

あと、どういう形でその要請なり、活動なりをやっていくかということなんですが、基本的には1年間の委嘱という方になりますので、1年間ずっとカラスを捕獲するための取り組みというのはやってもらうという形にはなりません。ただ、重点的に例えば何月から何月までは重点的にやったほうがいいとか、あるいはどの場所を一気にやったほうがいいとかということがもしあれば、それはまた北部市町村、近隣町村とも相談しながら、例えば同じ日にやったほうがいいとか、同じ時間に決めてやったほうがいいとか、そういうことがあるのであれば、これはまた北部のそういう産業研究会という、我々産業振興課長の北部のこういう研究会がありますので、そういう中でもまたどういう活動時期とか、時間とか、そういうものを決めたらいいのかとか、またその要請にしてはどういう出し方をしたほうがいいのかとか、この辺はまた具体的などころをこれから取り決めしていきたいと思います。

あと、今年度はなぜ買わないのかというのが、今年度は一括交付金を活用した委託事業ということで委託料を約150万円払ってやっていますので、そこには日当でありますとか、交通費でありますとか、そういうのもみんな含まれた額になっていますので、買い取りはやらないというふうに考えています。この買い取り今1,000円、後々一般会計の補正予算にも上がってくるんですけども、今1,000円という買い取りに至った経緯については、県のほうでも半額ですね、500円は県のほうが補助をしましょうという考えを今示していますので、500円は県、そしてまた200円は既存の基金というのが県の基金がありますので、その基金から200円を出して、700円は県から、町は300円を負担するという財源を考えております。

最後の買い取りの対象者なんですが、例えば捕獲する技術に長けた人、そういうカラスを減らすための取り組みに対して協力的な人、そういう人をどうするかということもありますので、そこはまた必ずしも農家だけに一律線を引くという考えでもなくて、そういう協力的な方という人もやっぱり町内にはいらっしゃると思いますので、県の要領、要綱もこれから示されるころなんですが、県でもまず優先は農家でしょうと。その後また取り組めるような範囲があるでしょうという考えをしておりますので、町としても町の対策協議会などありますので、その中でどの対象者が、どういう方まで対象者として含めていくべきか、いったほうがいいか。そういうところをまた、よりベストな方向を考えていきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 今年度一括交付金の委託ということで、来年度から買い取りをすると、これはわかりました。この隊員と言うんですかね、これは町内の皆さんではないということなんですかね。次年度この隊員をつくる場合に、必ずしも町内の方ではないという理解でよろしいんですか。その点。あと、基本的に隊員の皆さんの判断で狩猟を開始していいということですよ、

今のご答弁では。その点の確認と。これ入る場合ですね、銃を持って山に入るわけですから、その場合、町民に対する広報は必要なのかどうか、やるのか。いついつ入りますよと。そういうことをやっていただきたいなと思うんですけれども、その点、3点お願いします。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 10番 仲間議員にご説明いたします。

必ずしも町内の人ではないのかということですね、基本的に町内にそういう狩猟の免許を持っている方がいらっしゃれば、まずは町内の方から声かけをしていきたいなとは思っています。ただ、今実態としてそんなにたくさんはいらっしゃらないということですので、実態数が少ない場合にはまた町外の方にも呼びかけをしていこうというふうに考えています。あと、その活動については隊員の判断でやるのかということなんですが、基本的に1年間その活動の期間というのは委嘱という形をお願いをしますけれども、やはりその時期、重点的にやる時期ですとか、あるいは時間帯ですとか、そういうのはやっぱり隊員任せというわけではなくて、それはやっぱり町とか、町の協議会ですとか、北部の産業研究会などの中でもどういう取り組みが一番効果的なのかというのは、それぞれ議論をしているところですので、そういうのは隊員とも密に相談しながらやっていきたいと思っています。あと、いつ入るとかという土地、どこに入るとかという前もって、そういう情報というのはあらかじめ、その地域の方ですとか、その土地の方にはあらかじめお知らせをする必要もありますので、それは法的にもそういう義務がありますので、そういうことは前もって地域の方には連絡を入れて入りたいというふうに考えています。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時16分)

再開いたします。

再 開 (午前11時26分)

日程第10. 議案第42号 工事請負契約の締結について(建築1工区)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第42号について説明いたします。

議案第42号 工事請負契約の締結について。本部町役場新庁舎建設工事（建築1工区）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 本部町役場新庁舎建設工事（建築1工区）。2 契約の相手 本部町字渡久地125番地1、株式会社渡久地組・有限会社良三組・株式会社瀬底産業 特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社渡久地組 代表取締役 渡久地弘二。3 契約金額 2億8,875万円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

2枚目のほうには指名業者、工事概要等を載せてございます。工事概要として鉄筋コンクリート造 地上3階。建築面積1,794平米。延床面積4,283平米、その1工区については1,943平米でございます。その下に工事の種類を載せてございます。

3枚目は入札結果報告書でございます。

4枚目をお開きください。新庁舎工事の工程表、予定ということをつけております。1行目は解体までのプレハブ解体・仮設福祉課等設置までの工事。2行目のほうに新庁舎建設工事、予定といたしまして10月から約8月、9月、その期間までかかるであろうと。あわせて磁気探査のほうは10月。役場新庁舎工事（ネットワーク構築）、これは業務等に使っているものです。カウンター等備品を完成後搬入。外構等の工事も含めまして、引っ越しについては平成26年度の仕事納め、12月から1月にかけて新庁舎のほうに引っ越しをして、予定といたしましては平成27年の年明けから新庁舎のほうで業務が再開できたというふうに考えております。その後、現庁舎の解体、外構工事等を行っていききたいというふうに考えております。

それでは5枚目のA3のほうをお開きください。これ色分けされていまして、黄色っぽいのが1工区です。上から見た図面ですね、平面図です。白っぽいのが2工区、ピンク色のものが3工区でございます。次のものは1階平面図です。次のものが2階平面図、下のほうが2階平面図で、上のほうが3階平面図、4階平面図、4階の部分については機械室等を考えております。その後立面図等を載せてございます。この工事については隣ですね、住宅地でもありますので、基礎工事等についてはパイル打ちではなくて、掘削を約14メートル程度行って、そこに鉄筋の組み立てとコンクリートの流し込みで基礎工事をやっていく方法で考えております。それで従来パイル打ちの場合は振動が大きいですので、それ以外の方法での基礎打ちを考えて、基礎工事のほうは考えております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第42号 工事請負契約の締結について（建築1工区）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 工事請負契約の締結について（建築1工区）は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第43号 工事請負契約の締結について（建築2工区）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第43号 工事請負契約の締結について。本部町役場新庁舎建設工事（建築2工区）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 本部町役場新庁舎建設工事（建築2工区）。2 契約の相手 本部町字大浜863-4、有限会社大都建設・有限会社備瀬組・有限会社辰雄組 特定建設工事共同企業体、代表者 有限会社大都建設 代表取締役 上地一夫。3 契約金額 1億6,275万円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

2枚目のほうに議案第43号の資料を載せております。工事概要といたしまして、2工区については全体が4,283平米のうち1,142平米の工事でございます。3枚目に入札結果報告。あと平面図、その他の資料については42号議案で提出しております資料と同じでございますので、これのほうにはちょっと添付しておりません。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（午前11時35分）

再開いたします。

再 開（午前11時38分）

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第43号 工事請負契約の締結について（建築2工区）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 工事請負契約の締結について（建築2工区）

は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第44号 工事請負契約の締結について（建築3工区）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第44号 工事請負契約の締結について。本部町役場新庁舎建設工事（建築3工区）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 本部町役場新庁舎建設工事（建築3工区）。2 契約の相手 本部町字東119番地、有限会社安護建設工業・有限会社丸崎建設・有限会社丸良電建工業 特定建設工事共同企業体、代表者 有限会社安護建設工業 代表取締役 安護宗安。3 契約金額 2億2,050万円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次の2枚目をお開きください。3工区については延床面積4,283平米のうち、1,198平米でございます。3枚目には入札結果報告書を資料として添付しております。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第44号 工事請負契約の締結について（建築3工区）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 工事請負契約の締結について（建築3工区）は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第45号 工事請負契約の締結について（電気1工区）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第45号 工事請負契約の締結について。本部町役場新庁舎建設工事（電気1工区）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 本部町役場新庁舎建設工事（電気1工区）。2 契約の相手 本部町字渡久地170番地1、有限会社阿嘉電水設備・株式会社大和産業 特定建設工事共同企業体、代表者 有限会社阿嘉電水設備 代表取締役 阿嘉和子。3 契約金額 8,190万円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をお開きください。電気1工区の工事概要として下のほうに載せております。動力、電灯、コンセント、火災報知器等の工事概要でございます。3枚目のほうに入札結果報告書を資料として載せております。A3のほうに1階の部分の電灯等の配置の平面図です。これは電気の部分でオレンジ色の部分で線を引かれている部分が電気工事の部分でございます。次のほうが2階の平面図。3枚目が3階の平面図。最後に屋上部分ですね、R階の部分の平面図を載せております。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第45号 工事請負契約の締結について（電気1工区）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 工事請負契約の締結について（電気1工区）は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第46号 工事請負契約の締結について（電気2工区）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第46号について説明いたします。

議案第46号 工事請負契約の締結について。本部町役場新庁舎建設工事（電気2工区）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 本部町役場新庁舎建設工事（電気2工区）。2 契約の相手 本部町字伊野波658番地2、有限会社沖工設 代表取締役 平良哲一。3 契約金額 9,555万円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をお開きください。2枚目のほうに工事概要を載せております。工事概要といたしまして幹線設備、受変電設備、発電機設備、警報表示設備等でございます。3枚目のほうには入札結果報告書を参考資料として添付しております。A3のほう、こちらのほうは青のほうで表示している部分が電気2工区の工事の部分でございます。エレベーター、機械の部分の電気の工事でございます。2枚目のほうには屋上部分での電気等の設備の工事概要を載せております。電気等に

については工種ごとに1工区、2工区分けております。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第46号 工事請負契約の締結について(電気2工区)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 工事請負契約の締結について(電気2工区)は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第47号 工事請負契約の締結について(機械1工区)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 議案第47号 工事請負契約の締結について。本部町役場新庁舎建設工事(機械1工区)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 本部町役場新庁舎建設工事(機械1工区)。2 契約の相手 本部町字健堅129番地、有限会社仲建工業 代表取締役 仲宗根 正。3 契約金額 6,300万円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年本部町条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をお開きください。工事概要を載せております。衛生器具、給水器具等から昇降機設備等でございます。3枚目のほうに入札結果報告書を資料として添付しております。4枚目のほうに機械の平面図。それと次の5枚目のほうについては主な機械の工種等を載せております。5枚目のほうについても断面図を載せておりますので、ごらんになってください。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時53分)

再開いたします。

再 開 (午前11時56分)

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第47号 工事請負契約の締結について(機械1工区)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 工事請負契約の締結について(機械1工区)は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第48号 工事請負契約の締結について(機械2工区)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第48号 工事請負契約の締結について。本部町役場新庁舎建設工事(機械2工区)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 本部町役場新庁舎建設工事(機械2工区)。2 契約の相手 本部町字東13番地、有限会社松建工業・有限会社全勝組 特定建設工事共同企業体、代表者 有限会社松建工業 代表取締役 松田邦男。3 契約金額 9,345万円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年本部町条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

2枚目のほうに工事概要を載せております。工事概要といたしまして空調設備、換気設備、計装設備。計装設備というのは電気を管理する受電盤等、機械等の設備でございます。3枚目の入札結果報告書を参考資料として添付しています。4枚目、5枚目に青色で機械2工区の工事概要を図示しております。参考にごらんになってください。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 役場庁舎の工事発注の中で、これが最後になるだろうと思うんですけども、ただ1点だけ確認をしたいと思います。庁舎建設の話が出て、ずっとこの話をしてきた中で、この地域の防災の拠点になるべき施設になるだろうという中で、最上階は避難場所に活用できるような方法をとるべきだろうと。そしてまた、それなりの食料備蓄とか、緊急体制の備蓄もするべきだろうということですけども、その点について総務課長のほうから説明願います。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 13番 石川議員に説明いたします。

最上階、3階の屋上については周囲を手すりでも囲いまして、避難路といたしましては外階段、内側階段から登れるように入出口等を設けております。備蓄等については現在のところやっておりますが、備蓄倉庫として活用できる部屋もありますので、そちらのほうにある程度の緊急避難的な備蓄部分についても新庁舎と一体となって整備をしていきたいというふうに考えております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第48号 工事請負契約の締結について（機械2工区）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 工事請負契約の締結について（機械2工区）は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後0時02分）

再開いたします。

再 開（午後1時30分）

日程第17. 議案第49号 工事請負契約の締結について（本部小学校グラウンド整備工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 議案第49号を説明いたします。

工事請負契約の締結について。本部町小学校グラウンド整備工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 本部小学校グラウンド整備工事。2 契約の相手 本部町字健堅129番地、有限会社仲建工業、代表取締役 仲宗根 正。3 契約金額 8,715万円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

2ページをお願いいたします。概要を書いてありまして、工期が190日間。あと指名業者、工事概要を記載しております。3ページ目に入札結果報告書を添付しております。4ページのほうで説明をいたします。A4用紙のグラウンドの部分を図面で示しておりまして、全体でグラウンド部分が1万285.6平米ありまして、クレイ舗装、黄色部分です。クレイ舗装というのは通常の土の状態でございます。そちらが3,349.3平米、約33%。芝舗装、緑の部分ですが、そちらが6,936.3平米、約67%でございます。グラウンドの下に右側の断面図を見てほしいんですが、地表から約30センチの土の中に排水溝を埋めております。それは三角屋根のように流れるようになっておりまして、山里側と満名川側に中心からそれぞれ13本ずつ、10メートルピッチで入っております。水はけをよくする工夫をいたしております。以上、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 1点だけ質疑します。芝が7,000平米近くあります。その管理についてなんですけれども、やはり水はどうしても必要かと思うんです。その際に、すぐ近くに湧水があっ

て、あのガーラは水があるんです。そこから軽く引いていただければ芝の散水等、桶もなくできるかと思うんですけども、そういう自然の資源がございましたので、そういうものも適度に使ったほうが管理上いいのではないのかなと感じていますが、どうでしょうか。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 3番 西平議員にご説明いたします。

既に完成しております新しい体育館の屋根を活用しまして、そこから雨水を地下に貯水できるようになっております。そちらが63.8トンでございます。グラウンドの東西南北に4カ所、それぞれ散水栓を引っ張っております、そちら水を出すとポンプが自動に回って散水できるようになっておりまして、満名川ではなくて、雨水を利用した施設をもう既に整備されています。

○ 議長 島袋吉徳 3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 満名川からではなくて、その湧水ですね。すぐ近くにありますので、非常にこんこんと、これはもう涸れたことがございませんので、こちらのほうもぜひ記憶にとどめていただいて、活用していただければという話でしたので、既にもうそういう計画がなされておりますので、非常に管理上便利かと思っておりますので、ひとつまたよろしくお願ひします。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第49号 工事請負契約の締結について(本部小学校グラウンド整備工事)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 工事請負契約の締結について(本部小学校グラウンド整備工事)は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第50号 本部町公共下水道本部町浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 議案第50号 本部町公共下水道本部町浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について。本部町公共下水道本部町浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について、次のように契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 本部町浄化センターの建設工事委託。2 契約の相手 東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団 代表者 理事長 谷戸善彦。3 契約金額 9,000万円。4 契約の方法 随意契約。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。議案第50号資料、本部町公共下水道本部町浄化センターの建設工事委託概要となっております。完成期限が平成26年3月31日となっております。委託の範囲ですが、工事概要としましては、土木、機械、電気の一式となっております。次のページ、議案第50号資料のA3版の現況一般平面図をごらんください。水色の部分が国道工事に伴い、道路用地となる部分です。補償物件としましては流入ゲートの機械・電気設備、引込柱、正門の門扉は移設になります。その他に樹木の撤去等があります。水色の丸い部分は花壇となっておりますが、施設が狭くなるということで撤去することになりました。次のページの議案第50号資料A3版の工事完了後一般平面図をごらんください。黄色部分が工事完了後、一般平面図になります。前から指摘のある格子フェンスですが、補償物件としましては現況復旧になるため、この図面でも格子フェンスで表示してあります。格子フェンスについては補償費で足りない分について財政と相談し、環境に配慮したものにしていきたいと思います。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 これ随契で、これだけの金額9,000万円、これどうしても今議案として上がっている日本下水道事業団と随契をしなければ仕事ができないのですか。その理由は何ですか。これぐらいの事業なら本部の工事社、事業者ができますよ。その財源の内訳も説明してください。本町持ち出しだけなのか。何でもかんでも一括して向こうに委託をするというのは避けようということで今までやってきたはずです。随契で向こうと予算を流していて、努めて地元の業者に下請等、仕事が回るような方策をとるべきだということで議会でも何回も指摘をしてきたはずなんです。このできない理由何なのか。しっかり説明を願いたい。

○ 議長 島袋吉徳 公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 13番 石川議員にご説明します。

財源内訳のほうは移設にかかる費用は原因者負担で沖縄県が100%負担となっております。これは平成25年9月5日付で協定済みですけれども、それでもグレードアップ分、フェンスとかを格子部分から何かほかのものにするのであればグレードアップ部分は町負担となるということです。何で本部の業者ではなくて、事業団にさせるかということなんですけれども、本工事は浄化センターの接続、運転しながらの工事になるので、浄化センターの正面右側の流入ゲートと左側にあるマンホールの処理場の機械に係る施設であるため、工事管理には下水道施設という特殊プラントの施設についての土木、機械、電気、下水処理の幅広い知識が必要で、本部町にはそういったものがないということで、また設計書の精査や工事監督など困難なために日本下水道事業団に委託するということになっていきます。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。

休 憩（午後1時45分）

再開いたします。

再 開（午後1時57分）

13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 この随意契約なんですけれども、確かに技術的な面で親元になるのはしっかりしなければいけないかもしれません。しかし、お互い町を通しての発注事業ですので、町内業界の皆さん方、そこら辺が受注できる体制をしっかりとるべきだろうと。それが根本にいつでもなければいけないと思うんです。だから随契でそれだけの金額を投げるのであって、この事業団に対しても本部の建設業界、土建業界を含めて、管工事、この業界の皆さん方に適正な価格での発注と言うんですか、そこら辺ができるようにぜひとも努めていただきたい。町長、答弁をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいまの石川議員のご質疑にお答えします。

どういった工事でもそうなんです、いわゆる随契というのは極力これは避けるべきであります。それはもう当然私、認識しておりますし、あと当然地元発注というふうなことは、これは最優先でありまして、議員の提言も含めて私ども安易に今後随契だとかいうふうな方法はとらないように努力をしまいたいなと思っております。先ほどの課長からこの工事については説明がありましたとおりでありまして、契約金額の中で、またさらに実際の工事については分離発注になるかわかりませんが、地元業者が十分に標準単価で工事できるように、このあたりは十分に配慮しながら事業団と調整をしまいたいなと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今回のフェンスの移設のありますよね、先ほどの課長の説明で、もし補償費で足りなければ、環境を配慮した方法も考えたいということもさっと言っていたけれども、そのことについては一昨年だと思えますけれども、一般質問の中でこの浄化センターの環境整備について、前副町長の末吉副町長ともかなり議論をしましたけれども、今回この国道の拡張工事のフェンスのその時点で検討したいということも答弁もいただいております。そういうことでこのフェンスの移動になりますけれども、ここについては地域に住むものとして、ほんとにこの浄化センターは環境整備については全く手を尽くしてないという状況なんです。道路沿い側、ほとんどでいごの木が枯れたり、老木のモクマオウが枯れてしまってもう透け透けなんです、道路から見ても。その場所を何とか、いけば汚いところですよ。もう少し地域に配慮するならば目隠しをすとか、ブロックで隠すとか、グリーンそのブロックの色にして、ちょっと隠すとか。そこだけではないんですよ。それから子供たちの野球場がありますよね。ここの木もほとんど枯れてなくなっている。フェンスもひねったまま、壊れたまま、後ろ側もそうなんです。中は草がぼーぼー生えるし、外側はウォーキングコースになっていますよ、海岸線は。もう私も大体回るけれども、見苦しくてならない。しかもそこは風向きによると悪臭も発する。こういう状況の中にあって、どうしてもこの環境整備をしてくれと言ったけれども、国道にかかるので、そのフェンスはその時点でフェンスにするかどうかどうするかを考えたいという答弁をいただいているので、この際にこの一帯の浄化センターの周辺の整備を内側に植栽をするんだったらする。枯れたらもう

全然植えない。ほんとに施設が中が見えないぐらい隠してもらいたいです。そうすることが悪臭も発しないし、見てもほんとに見苦しい。そういう状況なので、このあたりのフェンスの移転に基づく環境に配慮しての方法というのはどんなことを考えているのか。格子のフェンスではだめだと思うよ。もうほとんど中は植栽透け透けですよ。その状況はもうみんながそれは通っていただきますので知っていると思うので、どういう形で今回これと抱き合わせで整備していくのか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 12番 大城議員にご説明いたします。

先ほども言ったように、今格子フェンスで補償費としてもらっているのですが、足りない分については周辺全部財政と一緒に相談しながら、ほんとに環境に配慮した形でもっていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 さっきの答弁と何ら変わってないですよ。ほんとにやる意思があるのかどうか。財政と相談してやりますなんていうことは、私が最初に聞いているのと全く変わらないんです。荒れ放題のその浄化センターをどう環境整備していくかということ、根本的なことも含めて、この際にちょっとはっきりさせてもらいたんですよね。フェンスを移動すればいいという問題だけでもないわけ。この工事案件は、それと全く一体ではないけれども、この際にフェンスについては全く関係があるので、しっかりとしたそのフェンスを補償でできなければ、どうしたいんだということまで、しっかり考えてやっていただきたい。ブロックを積み上げてもいいんじゃないですか。隠れる程度は、浄化センターを隠す程度は。名護の浄化槽なんか行ってみてくださいよ。しっかりとぎっしり植栽していますよ、外のほうはブロックも合わせて。まちの真ん中でしょうが、あの場所は。福祉センターがあるし、周囲にはレストランがあるし、地域や住民の住宅地ですよ。全く荒れ放題、手をつけようとしない。この際に国道拡張と同時にフェンスの問題と絡めて、この一帯の環境整備についてはしっかりとやっていただきたいと、町長ちょっと答弁をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 大城議員のご質疑にお答えします。

この件につきましては、以前から私も承知をしております。議員言われるような今いいチャンスではないのかというようなこと等も理解できます。特に今の状況、あるいはまたこの二、三年前、台風でも大分やられまして、樹木がですね、枯れたり、枝が倒れたり、またフェンス自体が破損したり、倒れたりとか、特にあじま一のところから社協のほうも含めて、非常に地域環境では見苦しいというのか、何かそういった意味ではそぐわないと、地域にですね。そういうふうな今環境になっております。言いわけではございませんが、これまで私が来ましてからも、いわゆる海洋博時点で下水道施設を完備して、今日に至っているわけですが、平成十六、七年ごろから本体のほうも全面改修を計画して進めてきて、ほぼ終了しております。その間に二十七、八億円

の膨大な予算も投入をしております。それはご案内のとおり、全面国庫ではないものですから、下水道事業の会計も非常に苦しい中できて、やっと少しは周辺整備、いわゆる整備に向けて段取りができるのかなというような時期にも来て、もう過ぎているような感じもいたしますが、いずれにいたしましても、地域のご意見も参考にしながら、また皆さんのご意見も参考にしながら、例えばフェンスと低木で見苦しくないような形だとか、あるいはまた台風や災害に強いような形の面での周辺整備だとか、あるいはまた、この施設内に駐車場も何とか少しはつくれないのかというような議論もしております。今全面改築がほぼ終わりますので、その辺も含めてですね、ぜひやる気は満々でございますので、ぜひ財政とも相談をしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしくご理解をいただければと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今の町長の、真剣に考えてみたいというご答弁でしたので、ぜひそういう方向でやっていただきたいと。先ほど駐車場の話もありましたが、確かに福祉センター側から駐車場として十分使えると思うんです。テニスコートが2面もあったんですよ。そこらあたりもまだ、そのまま活用もしないし、今の状態でこういう浄化施設だから、これだけの施設が、敷地が要るのかなと。そこはまた施設との環境との問題もあるので、ただ駐車場をつくれればいいという問題なのか、もう少し環境緑化、浄化すべき面積もあるだろうと思うので、その辺は十分に考えていただきたい。それは財政との問題であるならば、潰れ地の用地の買収もあるだろうし、用地の補償もあるだろうし、それに対して私はやっていけるものだと思っておりますので、ぜひ町長、これは考えてください。よろしくお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第50号 本部町公共下水道本部町浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 本部町公共下水道本部町浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第53号 平成25年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第53号について説明いたします。

議案第53号 平成25年度本部町一般会計補正予算について。平成25年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

3枚目をお開きください。平成25年度本部町一般会計補正予算。平成25年度本部町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,989万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,217万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは事項別明細書の説明のほうで説明をしていきたいと思っております。歳出のほうから説明をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料174万9,000円の減額、14節使用料及び賃借料174万9,000円の増、これは予算の組み替えでございます。これはコンピュータシステムのセキュリティ監視機器の部分を委託料から使用料及び賃借料に予算の変更でございます。5目財産管理費、18節備品購入費576万7,000円、説明の車両購入費でございます。これについては現在総務課で管理している車両がございます。これは主に総務課、企画政策課、住民課、税務課、保険予防課等で使用している車両でございますが、現在3台廃車する予定にしております。現在でもちょっと仕事で外勤とか、足りない状況がありますので、今回この576万7,000円については軽自動車2台、乗用車2台、乗用車のうち1台はハイブリッドカーの車の計4台を購入予定の予算でございます。6目企画費、19節負担金補助及び交付金670万1,000円、説明のほうの北部広域市町村圏事務組合負担金170万1,000円ですが、これについては北部連携事業の部分です。これは広域圏事務組合が行う北部連携事業の採択部分のやんばる観光連携事業及び北部交通体系基本計画策定のための事業、公費がするんですが、それが市町村の持ち分に応じての今回補正で本部町の負担分についての補正でございます。その下の説明のコミュニティ助成事業補助金、これについては崎本部公民館建設に伴う補助金でございます。当初予算で1,500万円、今回9月補正で500万円、当初1,500万円についてはコミュニティ助成事業、プラスこの500万円については一般財源からの500万円、計2,000万円の建設に伴う補助金になる予定でございます。9目基金費、25節積立金1億30万5,000円、説明のほうの財政調整基金積立金1億円、財政調整基金の積立基金については、平成24年度末で4億円、今回補正を1億円いたしますと、平成25年度末については5億円の財政調整基金の積み立てになる予定でございます。ちゅらまちづくり基金積立金の30万5,000円については、7名の個人からの寄附金の積み立てでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料230万3,000円、説明の標準値不動産鑑定委託料、これは平成27年度の評価替えに向けた標準宅地の土地の評価替えに係る部分です。43地点の調査を行う予定の委託料でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、

13節委託料564万8,000円、説明の住民基本台帳ネットワーク機器更新委託料、同じく564万8,000円でございますが、これについては国からの指導で現在の機器が古くなっておりますので、6年ごとにこの機器を更新とするという予定になっております。その部分の補正でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料、説明の福祉センター管理委託料49万1,000円でございますが、これは福祉センターへの高圧引き込みの修繕費として49万1,000円を委託料として増額補正の予定です。15節工事請負費、福祉センター空調設備取替工事費でございます。これについては111万8,700円、これは福祉センターの多目的イベントホールの空調設備の取りかえ工事の予定でございます。3目老人福祉費、13節委託料75万6,000円、介護保険システム更新委託料75万6,000円、これは先ほど戸籍住民基本台帳のほうで説明いたしました住基システムの更新に伴い、介護保険システムが住基システムと連動しておりますので、そのシステムも75万6,000円をかけて更新をする予定でございます。19節負担金及び交付金30万円、説明のほうの介護緊急整備特対事業補助金30万円、これは介護施設の火災報知器及び通報装置の設置に対する補助金でございます。100%県補助金でございます。県補助金でそのまま介護事業所が火災報知器、通報装置を設置するものに使うということでございます。繰出金119万5,000円の減額ですが、これは説明の後期高齢者医療特別会計事務費繰出金、減額ですが、これは平成24年度剰余金の精算部分、それと還付金等に伴う減額、その部分を繰出金から相殺いたしまして119万5,000円減額しております。4目障害者福祉費、20節扶助費132万6,000円、計画相談支援の132万6,000円でございます。これは障害福祉サービスを受けている方々の利用計画を作成するための相談支援にかかる費用でございます。132万6,000円の財源の内訳は50%が国から、残り25%が県補助、町の一般財源といたしましては25%の一般財源でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節負担金補助及び交付金1,125万円、説明の保育所整備事業補助金1,125万円ですが、これは法人保育所、ゆい保育園の分園のための施設整備にかかる補助金でございます。補助金としては1,125万円ですが、事業費自体は1,500万円の予定でございます。1,125万円のうち県の補助金が750万円、町の持ち分として4分の1、375万円、法人保育所が375万円、合計で1,500万円の事業で分園の施設を整備するという予定でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、13節委託料374万9,000円、委託料、本部町墓地実態調査業務委託料374万9,000円、これは登記簿と、さらには現地調査を行って、本部町の墓地の分筆を作成する予定でございます。それを作成した後に本部町の墓地行政に生かしていきたいというふうに考えております。

18ページ、19ページをお願いいたします。2項清掃費、1目清掃総務費、19節負担金補助及び交付金3,575万7,000円、説明の本部町今帰仁村清掃施設組合負担金3,575万7,000円、これは平成24年度決算が2億1,300万円余り、約4,500万円余り補正としては増えている状況でございますが、なぜ増えたかと言いますと、これは平成25年度、平成26年度で清掃施設組合でし尿処理施設の改良事業を8億円余りかけて事業を行う予定でございます。平成25年度で事業費として約8億500

万円余り、平成26年度が630万円余り、平成25年度がほぼこの事業費の大まかですね、その部分の一般財源として約9,500万円余りの一般財源が必要になってきます。8億円余りの事業をするためにですね、その部分で本部町と今帰仁村の持ち分、それぞれ増えておりますので、今回本部町の持ち分として昨年より4,500万円余り増えている予算という形でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。5款労働費、2項労働諸費、3目地域雇用創造事業、13節委託料2,148万3,000円の減額でございます。これは6月補正で一旦上げておりましたけれども、この減額になっている部分については事業を取りやめたということではなくて、事業の執行、新規雇用等がおくれているために減額等になっております。この説明のほうの下から2行目、一番下の行については追加での新しい事業でございます。下から2行目の本部町発皮革製品開発・販売強化事業委託料519万4,000円については、これは皮革製品、本部牛の皮革を使用した製品の開発等を行っていききたいということでございます。3名雇用予定にしております。アセローラ化粧品の販売拡大についても、これは3名、同じく雇用予定でございます。

続きまして、22ページ、23ページ。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、この農業委員会費については、ほとんど県からの補助金で農地円滑化制度という補助金を使ってやる事業でございます。ただ、その中で旅費のほうで説明のほうの真ん中あたりに委員研修旅費というのは、これは一般財源でございます。それは91万3,000円なんですが、今回委員11名、福岡県に研修を行っていくという予定にしております。

24ページ、25ページをお開きください。3目農業振興費のほうですが、その中では委託料から17節の公有財産購入費までについては委託料のほうで農業用水施設整備設計委託料、工事請負費のほうでは農業用水施設整備工事費及び農林水産施設整備工事費という項目に分けられていますが、この2つの事業を行っていくと。これについては資料のほうを添付しているかと思えます。予算書の次のほうにですね。位置図として資料を添付しているかと思えます。農業用水についてはその部分の農業用水確保のための事業でございます。それと農林水産施設の工事については、これは公園の給水施設の工事を予定しております。19節負担金補助及び交付金1,378万3,000円、説明の下から2行目、新規就農一貫支援事業補助金、当初予算等でも新規就農事業というものがございしますが、これは名前が似ているんですが、その事業とは違まして新規就農一貫支援事業ということで、今回はトラクターを2台、平張ハウス561平米を、これは事業費として事業としてやる予定でございます。1,173万5,000円、これについてはすべて県からの補助金でございます。そのほかにも農業者が366万9,000円を持ちます。全体としては1,500万円余りの事業の予定でございます。この説明の一番最後の下、有害鳥獣駆除対策事業補助金、これは午前中に条例のほうで出ました買い取り制度の部分です。カラス1羽について1,000円で買い取る。補助金については70%、160万円が県からの補助金、こちらの一般財源の持ち出しとしては60万円の一般財源の持ち出しという形でございます。4目畜産業費、18節備品購入費650万円、説明の備品購入費ホイールローダー購入費650万円、これは畜産用の機械の購入費でございます。補助率としては6分の5、これは県からの補助金でございます。650万円のうち6分の5ですので、541万6,000円

は県からの補助金で賄っております。19節の負担金補助及び交付金2,908万9,000円、説明の肉用牛生産振興特別対策事業補助金2,908万9,000円、この事業は法人のもとぶ牧場、富士ファームが事業を行う予定にしております。これもトラクター類の機械を購入する事業でございます。23節の償還金利子及び割引料331万7,000円、畜産担い手育成総合整備事業償還金331万7,000円でございますが、これは前年度もとぶ牧場が県のほうに多く払い過ぎていたお金をそのまま県からそのままの金額をとりまして、それをもとぶ牧場へ支払うという金額でございます。5目農地費、15節619万3,000円、説明のほうの団体営ため池等整備工事費となっておりますが、これはニュータカシホテルに上る農道がございますが、そこののり面がよく雨等で土砂等が流れて今、危険な状況でありますので、そこののり面の工事費ということで、今回補正でございます。当初事業費として約5,900万円、今回の補正、これは用地のほうもありますが、事業費として6,800万円余りの事業費になる予定でございます。17節の公有財産購入費、これは団体ため池等が381万4,000円でございます。この事業に充てるためのものでございます。

続きまして、28ページ、29ページお願いいたします。3項水産業費、2目水産振興費、18節備品購入費103万5,000円、これは浜崎漁港の点滅灯の購入費でございます。約8基の点滅灯が切れたり、切れかかったりしておりますので、その部分の取りかえ部分でございます。19節負担金補助及び交付金300万円、説明のかつお節加工事業補助金、これは本部漁協組合のほうにかつお節の原料費が高騰しているということで、この分補助金を流してかつお節生産を行っていくという予定にしております。

32ページ、33ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料103万3,000円、説明の備瀬馬場分筆測量業務委託料、これは備瀬の馬場の部分ですね、ちょっと幅も広いんですが、現在里道となっております。それを分筆いたしまして、公衆道路部分とその他の部分に分けて分筆をします。その他の部分については備瀬区とよく相談をして、管理をしていこうという考えで今回この分筆測量業務委託料を補正として計上しております。

34ページ、35ページをお願いいたします。2項の道路橋梁費、3目の道路新設改良費でございます。15節工事請負費1,822万5,000円、これも添付資料として地図を添付しているかと思えます。防護柵、道路舗装という地図を添付しています。その部分の工事費、また防護柵の設置工事等でございます。ちょっと言い忘れましたが、町内道路舗装工事と先ほどの6款のほうでやりました農業用水と農林水産業施設の事業がございますが、これが約8,000万円余りありますが、その部分については今回国からの臨時交付金の7,000万円余りの歳入がございます。その部分を使って農業用水さらには町道舗装工事をやっていきたいというふうに考えております。

36ページ、37ページをお願いいたします。この部分の2,500万円の減でございます。それは平成24年度の公共下水道特別会計決算の剰余金のうち、2,900万円のうち2,500万円を相殺いたしまして減額措置しております。

40ページ、41ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、19節で説明のほうの本部町今帰仁村消防組合負担金785万1,000円、この部分は昨年度、平成24年度北部

連携事業で採択された今帰仁分遣所の改築工事業が、これが平成24年度末3月に入って、遅くからの事業採択でございました。その部分の予算措置が本部町も今帰仁村もされておられません。その部分の予算措置が約716万9,000円、それと平成25年度分の68万2,000円の本部町今帰仁村分の持ち分に応じて今回補正をしております。

42ページ、43ページをお願いいたします。10款教育費、説明のほうの一番下、本部高校・教育・文化・スポーツ活動支援金150万円、これについては例年どおり、オキハムからの寄附金を希望した形でそのまま本部高校のほうに支援金として援助していこうということでございます。

それでは歳入のほうですね、若干歳入はほとんど今言った事業部分の持ち分に応じての増減等を行っております。ただ、先ほどちょっと言いました2ページ、3ページの15款国庫支出金、2項の国庫補助金、総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金7,088万8,000円、地域活性化・雇用創出臨時交付金でございます。この7,000万円余りのものを先ほどの農業用水施設整備、農林水産施設整備、さらに町道等の工事費に8,000万円余りの事業費に充てているということでございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩 (午後2時41分)

再開いたします。 再 開 (午後2時52分)

これから質疑を行います。8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 1つだ確認をしておきたいと思っております。25ページ、建設課長、公有財産購入費の中の農免農道用地費(未買収用地)の部分、これについてゴルフ場近くの用地なのが1点と。それから用地面積、その金額、これは384万1,000円は下のほうのため池等整備用地費を含めての金額だと思うんですけども、単独で未買収用地の金額についてお聞きしたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 崎浜議員にご説明いたします。

25ページの公有財産購入費、辺名地地区の農免農道用地ですね、これがゴルフ場の箇所と、最初のころは3筆ということでやってあったんですけども、2筆増えまして、その分が2万7,000円増えて、5筆の面積が594平米、金額にして26万5,201円となっております。ゴルフ場近くと、あと崎本部の部落の近くの県が整備した農免農道の用地買収できなかった箇所の用地費でございます。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 15ページお願いします。児童福祉関係ですけども、分園事業を行うということですけども、その定員恐らく30名だと思いますけれども、それぞれの人員基準、ゼロから4歳児までの何名、ゼロ歳何名なのか、1歳児何名なのか。それとあわせまして認可申請書等々を含めて、もう既にやられているかと思っておりますけれども、いつごろ事業をスタートされるのか。恐らく待機児童対策の一環としてやられることだと思っておりますけれども、その辺のところ少しお聞かせ願いたいということと。もう1点は、30名ですと、単純に申し上げますと大体

3,500万円から4,000万円ぐらいの予算になるのかなど。予算規模等も含めまして少しわかるようでしたら教えていただきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 3番 西平議員に説明いたします。

分園についてですが、先ほども説明ありましたように、ゆい福社会のほうに分園を予定しております。30名ですね。ゼロ歳児が6名、1歳児が12名、2歳児が12名、合計30名で現在予定しております。認可については、これからの申請になっていきます。現在のところは県のほうと事前協議を済ませた段階であります。開始については当初年度内の開始を目指していたんですが、県の補助金の関係とか、あとは保育所のほうの職員、保育士の確保ですね、それも含めて現在調整を今進めている最中です。運営費について、ちょっとまだ福祉課のほうで試算が出ていないものですから、次回までに知らべておきたいと思います。

施設整備改修、今回の分園については賃貸物件の改修という県の補助メニューの活用になっております。既存のゆい福社会がもともとやっていたひまわり保育園の跡地ですね、向こうの改修によって分園を予定しておりますので、約1,500万円の事業費となっております。

○ 議長 島袋吉徳 3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 やはりゼロ、1、2歳児ですね。できればたくさん今待機児童がいらっしやいますので、年度内可能であるならば是が非でもやっていただきたいなと思っておりますし、それから保育士の確保なんですけれども、それは大変厳しいという状況ではあるかと思っておりますけれども、早め早めで確保されて、定員割れのないように30名でスタートできるような体制でもってやっていただければ非常にありがたいと思っていますので、ひとつよろしく願います。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 11ページの住民基本台帳ネットワーク、住基カードにかかわるものだろうと思うんですけども、この発行率と言うか、交付率どの程度のものになっているのかですね。今はそのカードがなくても発行可能になっているようなんですけども、発行率、交付率、それの高によって財政的な国からの支援に何か影響が出てくるのかどうかという点ですね。

あと17ページ、墓地実態調査の件ですけども、町としてどのようなプラン、計画のもとにこの調査を始めていくのか。そのプランがあれば教えていただきたい。あと委託先はどちらになるのかですね。そしてあと374万9,000円、その積算の根拠は何なのか、教えてください。

あと21ページ、本部町発の皮革製品なんですけれども、これは既存の職人がいらっしやるようなんですけども、そこへの委託になるのか。

あと25ページ、新規就農一括支援事業補助金、この補助の対象者、どういう形で選定をしていくのか。お教えいただきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 10番 仲間議員のご質疑に対してお答えします。

今回本部町墓地実施調査業務につきましてなんですけれども、ご質疑の内容といたしまして、それを受けての今後の計画、今回の委託先、あるいは積算の根拠ということで、まず実態調査業務についての質疑について、委託先につきましては、これから業者を選定しまして指名競争入札で委託先を決める予定です。積算の根拠ですけれども、現地調査用の地図を作成します。その調査費は約20万円程度、地図上で墓地と書かれている表示がある部分とか等を絞って、現地のほうに調査も含まれているものですから、それが約200万円余り、最後にとりまとめ費用を含めて、墓地の分筆の作成のとりまとめ費用を含めて150万円余りという形で、計370万円余りの積算になっております。この墓地実態調査ののちに、来年度ですけれども、一括交付金を活用しまして、仮称ではございますが、本部町墓地基本計画策定業務にとりかかろうと考えておりまして、1年かけまして今年度実態調査に基づいた内容をもとに、墓地の施策等の基本目標を設定するんですけれども、その中で策定委員会の設置であるとか、あるいは住民へのアンケートをもとに、最終的に墓地の集約化、例えば公営墓地を整備するとか、あるいはそうでないまでも墓地区域の指定をするとかというような形で、策定業務で方向性を示していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休憩（午後3時05分）
再開いたします。 再開（午後3時05分）
商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 10番 仲間議員にご説明いたします。

先ほどの質疑の本部町発皮革製品開発・販売強化事業委託料に関しては、本部町字山川にある海洋博手前のほうですね、革人（かわんちゅ）さんへの委託事業となっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 10番 仲間議員にご説明いたします。

新規就農一貫支援事業補助金、選定の方法ということですが、今回補助事業で補助金を補助する方としては2名、町内の若い新規就農者2名、野菜農家と畜産農家の2名になっておりますが、選定した方法としましては、まず町のほうからその事業の、こういう事業がありますという広報誌ですとか、あと区長会などでその事業の説明、あるいはまた農業者のいろんな会議とか、集会とかありますので、そういうところでこういう事業がありますという呼びかけをやっております。それに対して2名の応募がありまして、その応募者の経営計画、それを審査しまして、今回2人とも採用という形で選定してあります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休憩（午後3時07分）
再開いたします。 再開（午後3時13分）
住民課長。

○ 住民課長 上間辰巳 10番 仲間議員にお答えいたします。

今、現在ですね、交付率なんですけれども、交付率が20%です。それでペナルティはあるかということなんですけれども、ペナルティは一切ありません。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 10番 仲間議員にご説明いたします。

今回この住民基本台帳ネットワーク機器の更新600万円余り、6年に一回出る予定でございますが、これについては補助金等そういうものはございません。国の言っていることは既に普通交付税で措置しているということでございます。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 住基カードが20%というのはちょっと意外だったんですけども、何年か前ですかね、ほんの数パーセントだったような気がするんですけども、今はカードがなくても発行できますよね。身分証明するものがあれば、以前みたいに国のほうも発行率を上げるような働きかけはやらないんだろうかなと思うんですけども、私が聞いたかったのは、この交付率が上がれば財政的に潤っていくのか。交付税が算定されているというのであれば、交付率によって上がっていくのか。それを聞いたかったんですけども。

あと墓地の件なんですけれども、何かを調査する場合には、何かのプランがあって、それに基づいて、それに叶うように調査をしていくのが普通だろうかと思いますけれども、その調査結果を見て、どのようなプランにするのか生かしていきたいと。ちょっと話が前後するような気がしないでもないんですけども、ここにきて墓地問題についてちょっと動きが出てきたのかなと思っています。ぜひ十分調査して、どういう形をとっていけば本部町の将来に禍根を残さないような墓地行政をやっていけるのか。十分お考え願いたいと思いますけれども、調査方法として地図を見るとか、何かそういうお話をされていましてけれども、今、町の評価証明書というのがありますよね。あれコンピューターに打ち込まれていると思うんですけども、各土地の評価額とか。これは登記簿上は農地とか宅地であっても、現況墓地とかということで評価されているのも結構あると思うんですけども、これはコンピューターで墓地とか、そういったものを打ち込めば出てくるようなシステムにはなっていないんですか。そういうシステムがあればとっても便利だろうと思うんですけども、そこのところお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 まず税の固定資産関係を利用している地籍図に基づいた地目の抜き出しの件ですけども、現在墓地であるとかというきちんと登記上の地目と、あるいは現況での抜き出し等がありまして、正式な墓地が必ず、逆なんですけれども、原野が墓地になっているというのが大半になっているものですから、それを踏まえまして、今回先ほど申し上げたとおり地形図、町税のところのシステムを活用できるのであれば、連携した形でそれを活用したいと。かしながら、まず現況と地目どおりのお墓であるかどうかを図面上で確認して、それをもとに今回現地に実際にあるかどうかの、要は調査と申しましたけれども、分布とあとはおおよその何基あるかというのを今回の調査で確認したいと考えております。それに基づいて分布状況と個数をもとに、先ほど仲間議員からもおっしゃったんですけども、それをもとに今後の墓地の集約化の方向性について、次年度、集約化に向けての策定について進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 住基カード、発行率、交付率にかかわらず、交付税には影響しないという理解でいいわけですね。

墓地の調査方法として私が先ほど聞いたのは、コンピューターの中にみんな入っているはずなんですよね。現況は畑だとか、あるいは宅地だとか、墓地だとか、だからそのコンピューターで墓地を調査する方法がないのかと聞いているんですよ。例えば墓地を調査したけれども、それを打ち込めば町内の墓地の地番とかずらっと出てくるのではないかなと聞いているんですけれども。

○ 議長 島袋吉徳 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 仲間議員のほうに説明いたします。

墓地の電算上での資料が出せないかということの質疑だと思うんですけれども、実際には今、運用はしておりませんが、システム会社とちょっと確認をとってから対応できるのかどうかというものを確認したいと思います。ただ電算上の我々が墓地としての地目、現況の地目と実際の現場での地目が違う場合があったりもするんです。例えば仲間議員のほうで今いろいろ心配している点所在する墓地があっちこっちにありまして、無許可で立てている墓地なんかもあるんですね。まだ未確認のところもありまして、実際の現況が墓地であるのかどうかというのも我々が把握していない部分もありますので、それも含めて現地調査をするということでもありますので。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 21ページ、皮革製品開発の件で、事業所をお聞きしました。下のアセローラの部分でもお聞かせ願いたいです。それとネット上とか、いろんな部分で申し込みをしたところ、この2業者が選定されたかと思うんですけれども、何カ所か来ているのであれば何カ所来ていたということも伝えてほしいし、選定の理由ですね。根拠も聞かせてほしいです。それから100%補助ということで519万4,000円、それから418万8,000円という多額の金額ですので、その辺の期間と金額に関しての期間、それともし、詳細ですね。概算でもよろしいですから知っているのであれば教えてほしいです。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 1番 具志堅議員にご説明いたします。

町産品アセローラ化粧品販路拡大事業委託料ですが、委託先については、やんばるイロハさん、渡久地にあるやんばるイロハさんを予定しております。この事業の内容といたしましては、沖縄県の経済対策事業の一環、緊急雇用等も一緒に絡んでいるんですが、その事業の一環としてやっております。100%の補助であります。公募の方法についてはホームページ等でインターネットを使いながら公募という形で呼びかけております。その中で今回は今上がっている2件以外に、あと覚えている範囲の中ではあと1件あったと思います。それを私たち商工観光課とのヒアリングを経て、最終的にはまた沖縄県のヒアリングを経て決定されるというふうな方向になっており

ます。雇用人数についてですが、アセローラ化粧品販路拡大に関しては3名の雇用を予定しております。皮革製品に関しても同じ3名の雇用を予定しております。期間については1年間を予定しております。ただ、年度で切りますので来年の年明けて3月では一旦切って、それからまた4月から継続という形で、約1年間の雇用としてやっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 最後にですね、言い忘れたかと思うんですけども、金額についての詳細ですね。大まかでいいですので教えてください。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 1番 具志堅議員にご説明いたします。

革人さんへの委託費用であります。人件費のほうで約560万円、年間ですね、予定しております。12カ月分の3名分を予定しております。あと人件費以外に関しては皮革製品の現場視察であるとか、あとは技術の講習会、それとパンフレット等の制作、多言語でのリーフレットの制作なんかも一応含めております。今の金額というのが564万円というのは年間の予定でありますので、今回計上しております519万4,000円の280万円が人件費、その他の230万円余りが出張旅費とか、そういった費用に入っております。やんばるイロハさんにつきましては、418万8,000円計上してありますが、その中で人件費として300万円余り、それとその他のイベント出店費用とか、広告宣伝費用なんかですね、そこら辺で110万円程度を見て、418万8,000円を計上しております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 15ページの保育所整備事業補助金の件について、お伺いいたします。この事業は先ほど3番議員からあったとおり、今年度の待機児童数の増加に伴う分園の事業だと認識しておりますが、その中でお伺いしていきますが、現在8月1日、もしくは9月1日現在の本町の待機児童者数。2点目に次年度の保育の入園児童予測数、あと現在本町にある公立、あと認可園の入所者数、どれだけ入るかという数を教えてください。もう1点、私は待機児童の根本的問題の解決の一つは公立の渡久地保育園の改善にかかっているかと思うんですが、その中で現在の保育士の確保状況、何名いるのかというのと、あともう1点、渡久地保育所自体の施設が長年の施設によって、かなり老朽化になってきて、現在の認可園に比べてかなり劣悪ではないかというような意見も聞いております。その中で施設の整備は今後行われていくのかというこの3点をお伺いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 14番 喜納議員に説明いたします。

現在の本町の待機児童数ですが、9月現在で39名になっております。次年度の予測ということなんですが、定員としましては現在400名の定員、先ほど話をした分園が開設されればプラス30名、430名。運用の際には定員を超えての入所の可能になりますので、ちょっと次年度に向けて法人保育所等とどのぐらいの人数を受け入れられるかという調整をしてみないと、ちょっとはっ

きりした数字は出ませんが…、今年度と同じような定員を超えての入所ができれば460名前後は受け入れできるのかなと思っております。現在、町内の保育所の入所者数なんですが、公立、法人合わせまして、約424名が現在入所しております。渡久地保育所の件なんですが、保育所の確保については4月から継続して募集をかけている状況ではありますが、なかなか申し込みをしてくる人がいないという状況になっております。現在も引き続き、募集をしているところです。あと施設整備に関してなんですが、現在のところは新たに施設を整備するということでの話が出ていません。ただ、老朽化というようにいろいろ出てきています。今回補正にも上げているように排水設備とか、そういうところもいろいろ老朽してきている部分もありますので、そういう要望を1点、1点確認しながら今、改善していっているところでもあります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 この待機児童の問題はこれまでもやってきましたが、やはり保育士の確保にかかっているということだと思います。今、回答のあったとおり、やはり臨時雇用での保育士の確保というのは、県どこも保育士というのは不足しているというのはご存じだと思います。なので我々も知恵を使って、例えば現在やられていると思うんですが、幼稚園教諭と保育士免許を一緒にとっている方とか、あと例えば我々役場採用をやりますよね。その際に保育士免許を持っている方を採用するとかというような感じで、よく考えてもらって保育士をどうにか確保するようなことが必要だと思うんです。そこら辺をもう一回お伺いしたいんですが、現在我々職員の中で保育士免許を持っている子が何名いるかということ。あとこの保育士免許を持った子を採用した場合、これ可能だと思うんですけれども、異動して公立の保育園の保育士を確保していくというような案は当局としてどのように考えているのかとお伺いすると、もう1点、施設の整備についてなんですが、今言った排水の今回整備すると思うんですが、もう1点、施設の中の例えばクーラーであったり、そういった子供たちが過ごしやすい環境というのがあると思うんですね。小学校の中でも扇風機のない中、30度、35度の中で勉強するという例もありましたし、ゼロ歳から5歳の中の子を扇風機、クーラーもない中で保育をしていくというのは問題があるのかなと私は思います。これは認可園ではすべて完備されていますので、公立の保育園の中でも最低限度の認可園に合わせるというのは私は必要と思うんですが、そこら辺もお伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 14番 喜納議員に説明いたします。

職員の採用に関しましては総務課との相談にはなっていくんですが、私個人としましてもそういうふうにできれば、そういう資格を持った方が町に採用されるということであれば、ぜひ調整して、そういうふうに進めたいなと思っております。保育士に関しましては現在、渡久地保育所に配置されている職員だけが資格を有しているものと思われまますので、人数としましては職員では6名、あと臨時職員のほうで6名、臨時も入れますと12名になっております。あとは施設の整備なんですが、6月の補正の際に渡久地保育所、全室クーラーがないということで、まず1室、3歳児クラスの部屋について補正をとって、既にクーラーを設置しております。残った4歳児の

クラスについても、クーラーを設置していきたいということで、財政のほうには既にもう調整しているところであります。また次年度に向けて、渡久地保育所全室クーラー設置できるように調整していきたいと思っております。その他の整備に関しても保育所の要望が上がってきた際に、こちらのほうで検討をして、できるだけ法人保育所のほうに劣らないような施設になるように努力していきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 14番 喜納議員にご説明いたします。

喜納議員がおっしゃった人事交流ですね、前に名護市とほかの市町村等もだったと思いますが、保育所を法人化等にした場合、余った保育士等を一般事務のほうに回したということは何遍か聞いたことがあります。本部町でも1件やったことがあります。ただ、職種が全く違いますので、簡単にこちらも命令で人事交流ができるわけではないです。本人の同意が必要になってくるという話です。例えばこの人的に余った、余分な職員を抱えている余裕はありませんので、例えば今おっしゃったような形であれば保育士担当とか、保育所担当の事務とか、そういうところに保育士の資格を持った方等が担当職員としていた場合にはうまくいくのかなという形には考えはあります。前にも保育士から我々のほうに保育士担当として職員を一度事務方として異動した経験はございます。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今の総務課長の回答のとおり、人事交流というのまでは私は今考えてはいなかったんですが、今言ったとおり方法としてはいろんな方法を使って、保育士の確保に努めるというのが我々、今県内どこの市町村もそれを必死にやっているところでありますので、ぜひ考えていただきたいと思っておりますので、次年度もこういった待機児童が出ないように努めていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 副町長と農業談議を試みたいと思っております。よろしく申し上げます。25ページ、新規就農一貫支援事業補助金についてですね。先ほど休憩の中で副町長のほうから少し説明ありましたが、やはり就農をするにはいろんな機械とかそういったものも必要になってくるというような説明をしておられて、またさっき課長の説明ではこの561平米という説明がありましたけれども、ちょっと確認したいんですけども、561平米以上ということなのかな。561というのはどういう根拠だったかな、産業振興課長、そのほうもうちょっと。それと総事業1,500万円と、その中の1,173万5,000円が計上されているけれども、その事業の内容について規模とか、どういうものを対象にしながらその補助をしていくのか。そのあたりの内容等についてもう少し、私聞き漏らしたかどうかわからないけれども、そのあたりもう少し説明してくれませんか。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。

休 憩 (午後3時43分)

再開いたします。

再 開 (午後3時44分)

12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 農業に関しては、畜産も一緒だけれども、ほんとに国県の至れり尽くせりの支援事業があると。例えば就農561平米、170坪、その規模でほんとに新規就農者として経営していけるのかなという思いがまず出ます。国策としても規模を拡大していこうと、農業経営というのは。こういう170坪規模で新規就農者を支援していくと。それが今後定着していくものかどうか。去年もその事業あったのではないかね。ありましたかね、副町長。ありましたよね、その辺の成果についても一応、例えば自立をさせる意味で、その事業を組むと思うけれども、単年度で、またそれとも継続してこの事業を受けられるのかどうか。1年しかできないと、その後は自立していくという意味がないと、就農者を育てる意味にはならないわけです。どうもその制度、国の国策とどうもそこを私は意に介しないなという思いがするわけです。ほんとに170坪という規模で農業をしていけるものかどうか。野菜であっても、その辺はハウスだと言いますけれども、かなり疑問を持つ。トラクターかな、その170坪がすべて農地では、ほかにも借地もあるだろうけれども、そのあたりの事業の内容について、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 12番 大城議員のほうに説明いたしますけれども、そもそもこの事業の趣旨ですけれども、ご承知のとおり、国内農業、農村が今ある意味では非常に危機的な状況にあるんだと思っております。なぜかと申しますと、次の担い手が激減しているという現状にあると。その背景の中でこの一貫支援事業というものが構築されているわけですけれども、先ほど国の施策によって、給付金の事業がありましたけれども、それに一つは附帯する形で今回の一括交付金を使った一貫支援事業といったようなことで、対象者については今後地域農業を担っていけるような人材に絞り込んで、集中的に支援していきなさいといったような国、県の指導の中で対応しております。そして要件ですけれども、1つは金額の要件がありまして150万円の支援事業、給付金がありましたけれども、それと合わせて初期投資を支援していこうと。初期投資については全額はできませんで、事業費ベースで1,000万円といったような頭打ちがあります。ついては補助金ベースで800万円というような事業費の頭打ちがありまして、その中でビニールハウスであったり、そしてトラクターであったりといったような必要な装備を整備するといったようなことになっております。今回のケースなんですけれども、野菜農家についてはトラクターとビニールハウスを一体化して1,000万円の中、そして補助金ベースで800万円で装備していきますといったようなことで、それからはみ出る分については自己資金対応になるというようなことがあります。先ほどありましたように、じゃあそれだけの面積の中で経営が保てるかといったようなことですけれども、露地面積も含めて、施設だけではなくして、露地の面積も含めて将来の経営計画として最低限度のベースとして175万円の農業所得、いわゆる経費を引いた農業所得ベースで最低175万円だと記憶しておりますけれども、それを確保するような経営計画を立案して走りなさいと、それが事業採択の要件ですよといったようなことの要件があります。いずれにせよ、トラクターなども使えますので、年間のトラクターの稼働率などがかなり論されますけれども、それ

を考えたときに全体面積にしてもたしか2ヘクタールぐらいだったと記憶しているんですけども、露地も含めて、それぐらいの面積は将来計画として集積して行って、経営として自立化していくような目標を持っていただきたいと。そういった事業内容になってございます。いずれにせよ、当該事業を有効に活用するといったようなことは我が本部町にとっても重要なことだろうと思っております。ちなみに、当該事業について事業のシステムとしては去年から営農推進課所管でやっておりますけれども、去年は北部地域は1件もございません。ただ、本部町が事業実施主体、花卉農協ベースが事業実施体になって、1カ所だけのみ本部町にあります。今回、平成25年度事業につきましては本部町が2名の農家、そして恩納村がたしか1カ所と、あと別の市町村はないといったようなことで、事業導入についても各市町村の取り組みに濃淡がありまして、我が本部町にあっては町の持ち出しもなくして80%の県枠の事業がいただけるわけですから、積極的に今後取り組んでいきたいとこう思っております。同時に最後になりますけれども、県としては平成28年だったと思うんですけども、10年間は継続していきたいといったような意向を持っております。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今、説明を聞いてよく理解できました。やっぱり遊休農地がかなり増えていく中で、遊休農地と言うのか、耕作放棄地と言うのか、かなりこういう土地が私どもの本部町にも出てきました。こういう大型機械も入れて、年間170万円というのを決して大きい数字ではないんだけど、これだけの農業収益を上げるという、まずはノルマと言うのか、目標等があるのかな。指導的な数字でありますけれども、そういうことでこのハウスだけではなくて、ほかにも露地の農地を持って農業を経営していくという意味のことだと私は理解しましたので、ぜひそういう補助事業があるならば積極的に出て、1農家に800万円の補助を与えて農業をしてみたらどうかと、トラクターも買って見たらどうかという制度は、これはそんないい条件はないと思う。だからいい事業なので積極的に事業を取り入れて、若い人たちの農業を魅力を持たすようなことで頑張っていたいただきたいなという思いがします。

それとあと1点だけ、29ページ、かつお節の加工事業補助金について、少しお尋ねしたいなと思います。その事業は、これかつお原料の総仕入れ、総量と言うのかな。何十トンの原料を仕入れるのか。キロ単価はどのぐらいなのか。もちろん補助申請の中で積算されてきていると思う。これほんとにどの程度の量を仕入れるのかなと、原料。そしてまた製品にして生産高が幾らなのかなと。それと生産額、幾らの金額が出てくるのか。そして、そこに生産に従事している従業員は何名ぐらいいるのかなということ、まず製造業ですから、それは育てるのは非常に大事なことで、またお互いが補助していくという意味からは、やはり費用対効果を大いにお互いが期待しなければいけないわけです。原料が地元ではないけれども、製造業を育てるために移入の原料でも買って、製造業を育てるという意味では結構だと思うんだけど、その製品がまた私たちも地元で、その製品が利用できるような消費できるような形でないといけないわけです。そこで生産されるものについては当然町内にあるレストランやそういうところで利用できる単価に

なっているのかどうか。いけば業務用というタイプです。小袋はいろいろスタイルがあるけれども、その業務用というのが一旦こういうレストランとかホテル、そば屋だとかいうところで、ほんとに使えるようなその価格調査もいただろうと思うので、このあたりはどうだろうか。せっかくそれだけ補助をするわけだから、その分については町民に、業者に還元できるような形でないといけないと思うんだけど、まず生産量と金額と、従業員数をどういうことなのかなということちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 時間を延長します。

産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番 大城議員にご説明いたします。

まず仕入量ですが、今回漁業組合から要望の上がっている補助金の中で、今回の計画としましての仕入量としては50トン、かつおの原料50トン、あと単価ですか、今かつおの単価が大分上がってまして、キロ当たり200円前後になっているとのことであります。それから生産高としまして、この50トンの原料をかつお節にした場合、6.5トンのかつお節ができます。あと従業員の数としましては、男性4名、女性3名、合わせて7名がそのかつお節製造に従事しております。販売価格を従来どおりのキロ当たり1,800円で販売した場合には…、すみません。生産額ですが、1,850円が今現在の販売価格になっていますので、これで6.8トン販売した場合には売上としては1,258万円になりますという計画でございます。

12番 大城議員に答弁漏れがありまして、補足して説明します。

今、本部町内ではほとんど消費されてはいるんですが、約9割が消費、本部町内の病院ですとか、そば屋、あるいはホテル、また小売店、そういうところに漁協のほうから卸を入れております。あと、価格の調査を今やったところなんですが、業務用として1キロ1,850円で漁協のほうは出しているんですが、あとほかの製造元からも取っているところの単価を聞いてみますと、鹿児島から来ているものと、1キロ1,700円というのがまず1つ。あと宮古、八重山から来ているものでは1キロ1,500円、あと粉ですとか、けずり節とかいろいろ形態も違うものですから、粉ですとキロ当たり漁協が出しているのが1,260円というふうになっております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 課長、今の件で昨年も補助をやましたよね、かつお節。去年の説明では原料が150円もしますと。100円までなら何とかコストを合わせて努力をすれば引き合うんだと。50円はちょっと高いと、コストが。その分補助してもらえないだろうかという話だったと思う。今回は200円に上がったと。ということはコストからすれば100円も上がっていくと、50トンなら500万円も跳ね上がってくると。これを300万円で何とかカバーしてくれということになるのかな。そう理解できるけれども、かなり原料が上がっているわけですよ。だからこれは地元の原料ではない、移入物であると。本来言うなら第一次産業の製造業というのは原料の価格差を見るんですよ。埋めていって、市場で競争できるような価格にきなさいというのが本来、農林水産業の農林、畜産も含めた、その価格差補てんと。だから今回移入物を使う。ほんとに製造業を育てる

という意味のことはよく理解できるけれども、これがやっぱり行政から補助をするからには、やはり一般の市販との類似品と見合いながら価格設定をしていって、できるだけ本部で生産されるかつお節だから、地元で使ってもらおうと。大いに使ってもらおうという体制を行政も指導していくべきだろうと、補助している限りは。その辺はしっかりと今後も市場調査をして、町内の業務店あたりが積極的に自慢して、本部のかつおですよと。全量本部のかつおですよと、自信を持って言えるような、私は人の事業を批判するわけではないけれども、そのあたりの指導までやってもらえれば、そばのまち本部町、先ほど90%とかあったけれども、私にはちょっと疑問がある。ほんとにこれだけの価格差でもって、さっきの他社との比較もあったけれども、これはしっかりと市場、類似品とも比較をしながら、皆さんがもし企業努力でもってこのあたりまでは頑張ってくれと。そして業務店に使わせてくれというだけの指導は行かないと、これはただ丸投げでは私はいかないのではないかなと。地元の原料なら私はとやかく言わない。その辺の補助金という農林漁業の関連の製造業の仕組みについて十分理解をしたほうがいいと。金が潤沢にあるわけではないですよ、費用対効果を考えれば。十分移入物であれ、製造をして一般市場に合うような大いに供給していくということは行政の一つの指導、仕事だと思うので、この辺を忘れないようにしていただきたい。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 12番 大城議員に説明いたします。

私自身もかつおの削り、それから粉を含めて、漁協のものを使っておりますけれども、すこぶる内容がいいといったようなことで評価しております。ちょっと余談になりますけれども、先般のタイムスでのフェアがありましたけれども、タイムスの役員のほうと懇親会もする中で、何を買って入っているのかなと思ったら、漁協が生産するかつお節を買って入っていると。なぜなのかといったようなことでお尋ねをしましたら、女房がこれをぜひ買ってきてくれといったようなことで買い込みましたよといったような非常にうれしい話を耳にいたしました。そういったことは一つの事例なんですけれども、製法についても確かに枕崎からの輸入物ではございますけれども、あのレンガ造りで、そして薪を使いながら伝統的な製法があるといったようなことですか、その中で独特の風味などの評価があるんだろうとっております。いずれにせよ、内外から本部のかつお節については高い評価があり、ブランド力として年々その知名度を高めてきているんだろうといったふうに思っております。一方、ご指摘がありますように移入物であるといったようなこと、枕崎の製品であると元はと、いったようなことが一方に課題としてあるし、そして同時にまた費用対効果の面も課題として残りますけれども、その辺の部分については市況が200円という話もありましたけれども、多分まだまだ安くなるんじゃないだろうかと、また安くなるんじゃないだろうかとといったような期待感も先般漁協の組合長を調査したら、そんな話もありましたけれども、いずれにせよ、相場も見ながら、そして原料の調達先についても検討をしながら、費用対効果など、製法についてもそういったものも漁協のほうと十分検討しながらやっていければなと思っております。いずれにせよ、かつおに係る商品については我が町非常に思いが深いですか

ら、何とか守り育てることができればといったような思いを強くしております。価格差等についてもありましたけれども、なかなかその辺も適正価格はじゃあどうなのとなったときに、一概に金額が高いからといったようなこともなかなか言えない部分もありまして、いずれにせよ、そういったことで現状の中の価格帯の中できっちり物が売れているといったようなことは確かですから、そして、それという物が消費者に貢献しているといったようなことも確かな事実でございますので、なんとかその辺は小さい漁協、わずか10名そこらの漁業協同組合がなす加工業でありますので、育てることができればといったような思いを強くしているところであります。そういったことで議員の皆さんのご理解も賜りながら、また我々としては漁協の皆さんともよくよくいろんなことを調査研究しながら対応していきたいと、このように思っております。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 2点だけ簡潔に説明を願いたいと思います。9ページ、委託料標準値不動産鑑定委託料、43カ所という箇所は、数は説明されておりますけれども、これ場所は一覧表か何かで出してもらえますか。可能であれば知りたいんですけれども。43カ所で鑑定をした結果、その周辺に与える地価評価と言うんですか、それが大分変わってくるだろうと思いますし、そこら辺はちょっと知っておきたいなという場所がありますので、よろしくお願いします。多分これは地価評価ですけども、個人の地価評価をするのか、個人所有の。それとも公的なところをやるのか、この地域のですね。その点の説明を願いたい。

それからもう1点、21ページ、先ほど商工観光課長がこの補助金なんですけれども、1年間かけてやるということですけども、予算の性質上、お互い補助金を出すときに1年間分と出せるんですか、途中で。お互い単年度主義という予算編成の中での拘束があるんですけれども、この処理の方法をどのように考えているんですか。補助金を出して、1年間これを使えますよという制度というのが今までなじんできてないはずなんです。3月31日までにはほとんど終わらないといけないんですよ。その2点、説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 13番 石川議員のほうに説明いたします。

標準値の43ポイントなんですけれども、これにつきましては町内ポイントがもう既に決まっております。実は本部町ではこの標準値は一方は路線価というものの標準値を設けているところがあります。ちょっと場所を示しますと、東、渡久地、谷茶、大浜あたりまでは路線価を批准として、路線価で評価をしております。その標準値をポイントを打って、そこからその1点を地価価格の調査をしまして引っ張っていくと、調査を出していくという形にしております。あと山間部とか、地域地域なんですけれども、そういった形で地価価格の調査をして評価額を決めるという形にしております。地図では可能です。ポイントは押さえてありますので。資料としてもし提出するというのであれば、可能ではあります。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 13番 石川議員に説明いたします。

おっしゃるように予算というのは単年度主義でございます。先ほど商工観光課長のほうから説明したのは、計画ということで、すみません、ちょっと説明が舌足らずだったと思います。あくまでも予算は単年度、次年度に向けても、例えば工事計画とかをやる場合に何年度から年年度までとかいう形で計画とか立てたりしますが、今回補正予算に上げているのはあくまでも3月まで、今回予算が可決された場合において10月から3月までの部分について追加でやっていくという予定でございます。1年分というのはまた、再度次年度の当初予算にもし上げて、皆さんの議会のほうで可決できればそのまま継続してやっていけたらというふうな計画で今事業をやっていきたいというふうなことでございます。すみません、ちょっと舌足らずなご説明でございました。おわび申し上げます。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。

休 憩（午後4時14分）

再開いたします。

再 開（午後4時15分）

商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 13番 石川議員にご説明いたします。

先ほどの答弁、説明ですが、訂正しておわび申し上げたいと思います。あくまでも半年、3月までの予算を計上しております。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 先ほど例の委託料の件なんですけれども、説明をしっかりとやっていただきたい。質疑をやる方はそのようなとり方をしているんです。1年間という説明をしているんだから。1年分ですという話なんです。後で指摘をされて訂正します。そのときに質疑をした人たちにはどういうことになるんですか、前任者は。多くの議員がこれを指摘していますよね。聞いていますよ。そこら辺は十分、今後気をつけていただきたい。

それから先ほどの委託料、標準値不動産鑑定委託料、これによってポイント43カ所確定をし、調査を終わりますと、本町の固定資産の見直しと言うんですが、それはやる予定なんですとかどうか。その点も含めて答弁をいただきたい。といいますのは、お互いの持っている固定資産と言うんですか、不動産も含めてですよ。個人資産、それが何年にどういうぐあいにして採点されているのかどうかというのが問題なんです。それ見直しがいつごろあるのかもわからない。皆さん方から通知を来て、固定資産これだけ払ってくれと、払っているのが今実情なんです。ですから10年に一度は見直しをしますよとか、土地相場というのはもともと動いているのが普通ですから、そういうための調査なのかどうかというのを説明を願いたいというのと、その場所においては、この調べた場所から何百メートル離れたら土地はどうなっていますよ、評価はどうなっていくますよというのが出てくるはずなんです。この調べた土地からどの範囲内は同一土地の値段になるのか。そういうものもあるでしょう。そういうものを詳しくちょっと説明を願いたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 13番 石川議員に説明いたします。

今回補正してある標準値不動産鑑定委託料につきましては、平成27年度の評価替えに向けての作業になっております。その作業の段階で、これは地方税法で決まっているんですけども、評価替えの前の年の1月1日現在の地価調査をなさいということがありまして、今回の調査になるんですが、おっしゃるようにこの評価がある程度定められますと、次回の評価替えのときの基準という形になっていきます。標準ポイントから批准しまして、ほかの周りの宅地や農地なども評価されていくんですけども、ただ、それが平米単価でぶっかけられるわけではなくて、土地の形状とか、起伏のいろんな補正などがありますけれども、こういったものも見ながら補正をかけて1平米の評価が決まるということになっております。ただ、評価替えの土地だけを調査しているわけではなくて、毎年時点修正の評価も行っております。というのも極端に地価が変化した場合には、極端な場合は評価替えの年だけではなくて、毎年修正しなさいという通達もありますので、それも一緒に毎年時点修正の評価もしております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成25年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 平成25年度本部町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第54号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 議案第52号を説明いたします。

議案第54号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

1枚目をお開きください。平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,439万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,655万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及

び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成25年9月18日、本部町長 高良文雄。

1 ページお開きください。第1表歳入歳出予算補正になっています。事項別明細書で説明したいと思いますので2ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書、総括表のほうで簡単に概略を説明したいと思います。まず、歳入のところですが、12款繰越金のところで1億166万8,000円。続きまして、13項諸収入のところでは5,681万6,000円の減額になっております。続きまして、歳出のところ、3款後期高齢者支援金から4款、5款、6款までが各支援金、あるいは納付金または拠出金などの負担金の概算交付が確定したことに伴う増減額になっております。7款共同事業拠出金のところですが、これが沖縄県国民健康保険団体連合会のほうである程度按分率のほうがございまして、その按分率のほうが国保連のほうにミスがあったということで3月22日に訂正文がございまして、それに基づいて修正した結果の補正の増額になっております。続きまして、11款諸支出金のところで3,200万8,000円の増額になっております。再度、事項別明細書のところで二、三カ所、歳入歳出それぞれ説明したいと思います。

2 ページ、3 ページをお開きください。12款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、1節その他繰越金1億166万8,000円の増です。これにつきましては平成24年度の決算収支等で1億166万9,917円の決算収支の剰余金がございましたので、その補正増をしております。続きまして、下の13款諸収入、4項雑入、6目歳入欠陥補填収入、1節歳入欠陥補填収入のところですが、当初予算で歳入欠陥補填収入のところ1億円を計上してございまして、今回歳出のところの相殺で、先ほどの繰越金からの相殺で5,681万6,000円の残が発生しましたので、この款項目のところで減額補正をしております。

続きまして、歳出のほうを説明したいと思います。6ページから11ページの間には、先ほど申し上げております支援金、あるいは納付金、あるいは拠出金等の概算交付決定額が来ましたので、それに基づいて増減を行っております。

14ページから15ページをお開きください。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金、先ほども申し上げましたけれども、説明のところの高額医療共同事業医療費拠出金のほうですが、簡単に申し上げますと、レセプト1件80万円以上の医療費がかかった場合、沖縄県全体でこの医療費を賄おうという形で、国保連のところで一括して支払いをしている制度になってございまして、その1つであります高額医療共同事業医療費拠出金のほうで、国保連のほうに按分率のほうにミスがありまして、今回1,176万5,000円の補正増になっております。続きまして、2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助及び交付金、説明のところの保険財政共同安定化事業拠出金、これは30万円から80万円を超えた以上の医療費と下限が先ほど80万円以下の38万円から80万円以下の医療費がかかった分は、同じく全県国保連がまとめて医療費を支払うという制度になってございまして、これも按分率の国保連のミスがございまして、今回200万円の補正の増になっております。

続きまして、18ページ、19ページお開きください。11款諸支出金、1項償還金及び還付金、3

目償還金、23節償還金利子及び割引料、説明のほうで償還金利子及び割引料になっておりますけれども、償還金3,200万1,000円の中身なんですけれども、これは平成24年度に交付されました国庫負担金、医療給付費負担金ということの国庫負担金、要は医療費の国の負担金になっておりまして、その精算が3,200万8,000円の過大交付がございまして、精算した結果、今年度3,200万8,000円の償還金が確定しましたので、それに合わせて補正増をしております。以上、平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算の説明にかえさせていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 課長、1点だけちょっと確認をしたいんですけども、今回の繰越金1億100万円について、かなりの繰り越し、これは平成24年度決算剰余金が繰り越されたということになりますけれども、ちょっと確認させてもらいたいんですけども、その前の繰入金、これは1ページの明細書の中の11番繰入金3億1,441万8,000円、これには他会計からの繰入金、要するに基準外が入っていたかな。お互いの健全化の計画の中で1億云々、そのあたりの金額を基準外から繰り入れるという計画があったと思うけれども、この3億1,400万円にはもう入っている。その辺をちょっと確認します。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 12番 大城議員の質疑に対してお答えします。

当初予算の際に、基準外繰り入れという形で1億円計上してございます。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 もう既にここに基準外から1億円繰り入れされているわけですよね。確かに4年間の健全化計画が出て、約4億円ぐらいでしたか。大体1年、1億円近い金額が基準外へ入れるという計画で議会にも提案し、説明をされて、恐らくそのことについては議会の承認も得ているんですけども、本来いうならば基準外の他会計から繰り入れというのは、当初に私は入れるものではないと。どうしてもこれは不足という場合については年度末にあって、基準外へ繰り入れるかどうか。この辺を判断すべきものであり、当然のごとく当初予算から基準外へ繰り入れるというふうな予算づくりはこれはいかなものかなというふうにも指摘しましたけれども、それで今確認をしたら当初予算に入っていますよと、それはいかなものかなと思う。ということは、今回決算剰余金が1億円あって、これをそのまま繰り越しに入れましたよね。ちょうど同じ金額ぐらい。例えば言い方を変えれば、この基準外は補正であっても、繰り越しの剰余金が1億円入ってくるわけだから、あとで補正してもいいんじゃないかなと私はそう思う。今回皆さん見通しとして、この1億円の基準外と、それと今言う剰余金の1億円を入れないと、単年収支は合わないのかどうか。その点見通しとしてどうなのか。かなり剰余金は1億円も繰り越してあるので、この辺のものとの関連はどうなのかなと。どう予測しているのかなと。その辺を説明してください。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 12番 大城議員の質疑に対してお答えします。

今年度の1億円の余剰金についてですけれども、決算のほうで後日、説明をいたしますが、前年度なんですけれども、平成24年度まで過去の分の赤字の補てんを翌年度に精算するという形で前年度繰上充用金というのが平成23年度までありまして、平成24年度からそれがなかったと。平成23年度が1億7,500万円の繰上充用があって、平成24年度はそれがなかったということで、それも一つの要因があると。そういった要因もあって1億円余りの剰余金が発生していると。先ほど説明しましたとおり、3,200万円の国からの負担金についての精算払いがあるということもあって、実質的に今年度でありますけれども、7,000万円ぐらいの余剰金があると。それを含めて、次年度以降の見通しの件につきましては、現在約1,000万円から2,000万円ぐらいの実質黒字になる見込みであります。なお、この1,000万円から2,000万円の間の中に今年度も国からの負担金等々の償還が発生するのではないかと今見込んでおりますので、それを含んだ状態での1,000万円から2,000万円の実質収支の黒字になるかと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今、単年収支、平成23年度、マスコミで公表されましたよね。それについて私は非常に疑問を感じる。例えばあの資料の中に、新聞公表の中には基準外繰り入れについては全く触れていないわけですよ。どうもあの紙面を見ると、あれだけ厳しかった本部町の国保会計が単年収支は黒字になったのかと、錯覚を起こすわけですよ。それで基準外から1億円を入れたことについて、これが1,000万円ぐらい数字として出たものであって、あたかもお互いがこの事業が健全化に基づく改善されて、これだけ黒字が出たというふうに町民は、それは思われても錯覚されてもおかしくない。だからその辺の数字というのは、私どもは議会だからお互い内容はよくわかるんだけど、1億円を入れたから1,000万円が出たのであって、決してこれは内容的には国保事業は、国保会計は改善をされていない。単年1億円の赤字を出して持ち続けている。またその4年間、単年1億円を出そうとしている。この実態はそれはお互いは理解しないといけないと私はあえてそこで申し上げたい。だから総務課長にも聞きたいんだけど、当初予算の編成のときに、どうして当初予算にあたかもさっきも言ったけれども、他会計からの繰り入れを1億円入れて、予算編成にかかるのかと。その途中で繰り越しがあつたりと、状況変化はあるでしょう。それは議会の承諾を得ているわけだから、1億内外を入れることは問題ないと思うけれども、予算編成そのものに私は安易なところがあるのではないかなと。その辺を強く指摘しておきたいわけです。それについては私の見解違うのかどうか、ちょっと総務課長の見解を教えてください。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 12番 大城議員に説明いたします。

予算編成についていろいろ考え方があってと思います。例えば今、国保のほうで平成24年度まで1億5,000万円の基準外繰り出しをやってきたわけです。この1億5,000万円の予算をある程度計上しておかないと、一般会計の資金の余裕が実際あるのかどうか。3月にきて1億円とかという補正を行うのは非常に厳しいまた部分があります。一般会計としてですね。ですから国保会計の

実質今年、平成24年度の収支は1億円余り出ているものですから、こういう予算編成がほんとはよかったのかどうかといういろいろ精査しなければいけない部分もありますが、実際国保会計については基準外繰り出しをやっているものですから、それで1億円余りの剰余金が出るというのはいかがなものかという考えもありますので、もっと厳しく国保会計の予算については査定とか、そういう部分で見直しを行いながら一般会計が実質的に基準外繰り出し幾らをやらなければいけないのかという部分も含めて、いろいろ検討をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今課長がおっしゃるとおり、今までは約七、八年ぐらい繰上充用という制度を使いながら8億円の金をお互いは、それも処理できないままに引っ張ってきたわけです。国保はそれだけ厳しいものだということをみんな、議員の皆さんも執行部も重々承知している。だから繰上充用という制度を使って、単年でやむを得ないときには一般会計を崩さないでも、次年度から崩していた、繰上充用をしていた。こういう苦しい中をくぐってきたわけです。だから安易に当初からとか、約束したらどうかという総務課長の言い方だけでも、それはもう少しシビアに取り組んでもらいたい。8億円を消していったさあね。だけれども議会から指摘されたけれども、なかなか一般会計に入れなかった。安易に今回5年間入れてきて、また4年間入れていくような予算の編成について、私はいかがなものかなど。完全に他会計は独立会計であって、当初から持ち出しははいかがなものかなど私は思うので、私の考えを申し上げさせていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいま大城議員の質疑と、いわゆる考え方について、拝見をいたしました。私も国保については非常に思いがかりまして、今立っているんですが、ほんとおっしゃるとおり、国保は決して安泰でもないし、この1億5,000万円ずっとこの間、四、五億円ぐらい入れているとか。数字はちょっとあれですが、これ真水で入れている部分なので、これはもうそういった意味では非常に独立採算の原則からいえば厳しい状況なんです。その分を産業振興とか教育とか、ほかに使えるわけですから、そういった意味では非常に国保というのは今後とも非常に厳しくなるなという私は感想を持っていて、まずは医療費の抑制、いわゆる健康づくりですね。それから徴収率のアップ等々を含めて、やっぱり全課総ぐるみでやろうやと。せんだっても庁内で話をしたところであります。ですから予算の組み方、方法については総務課長からあったんですが、当初はどうしてもいわゆる基金から一時借入とか何とかやっているような状況もあったり、あるいは資金繰り、医療費は毎月毎月払わないといけないものですから、そういった意味では理解していただけるかなという部分もありますが、いずれにしてもやり方としてはこれは真つ当なと言いますか、いわゆる理論、理屈上ですね、ちょっとそぐわない面もありますので、議員おっしゃるようなご意見をしっかりと私どもも受けて、精査しながら国保事業の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第55号 平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 議案第55号 平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)。平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ766万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,600万円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次のページの第1表歳入歳出予算補正により説明します。1歳入では、平成24年度決算の実質収支額(決算剰余金)が2,926万8,251円となっているため、繰越金を2,926万8,000円増額して、繰越金を2,500万円減額しています。差額の426万8,000円は2の歳出の予備費に充てています。

次に1歳入の諸収入は消費税還付金340万円の増額です。これは建設工事費など、町が支払った消費税額から下水道使用料、使用収入など、町が収入した消費税額のうち、支払った額が大きい場合に還付されるものです。この340万円を2の歳出の施設新設改良費で増額しています。

5ページをごらんください。工事請負費で記念公園第1中継ポンプ場受電切替工事を340万円増額しています。これは記念公園内の下水道施設を廃止したことにより、記念公園第1中継ポンプ場の受電切替工事と廃止した中継ポンプ場の撤去工事費です。また、同じく5ページの委託料の設計委託料と工事請負費の管渠工事費で3,601万円の組み替えをしています。以上で説明を終

わかります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第55号 平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第56号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 議案第56号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

1枚目をお開きください。平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,030万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成25年9月18日、本部町長 高良文雄。

2枚お開きください。平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書でもって説明をいたします。1枚お開きください。事項別明細書の総括表で説明いたします。歳入の6款繰入金ですけれども、その前に7款繰越金から説明します。これは補正額88万6,000円なんですけれども、これは平成24年度決算収支に基づいて、88万6,255円の実質収支がございましたので、今回繰越金として88万6,000円の増をしてございます。上の6款繰入金の119万5,000円の減額なんですけれども、これは一般会計のほうでも説明をしましたが、歳入のところの保険料の負担金であるとか、その他還付未済金等の精算に伴って、繰越金を相殺した結果、119万5,000円の減額の繰入金でおさまったということになっております。

続きまして、同じページの歳入のほうを説明します。2款の後期高齢者医療広域連合納付金9万円の増額なんですけれども、これは出納整理期間4月、5月で平成24年度の保険料が入りますけれども、5月分に入った保険料の支払いが6月になるものですから、どうしても次年度の会計で支払をするということになっていきますので、出納整理期間の5月に入った保険料を平成25年度の後期高齢者医療広域連合納付金という形で負担しておりますので、その9万円はその翌月払い

の保険料になっております。続きまして、3款諸支出金の39万9,000円の減額ですけれども、これも過年度分、これまでの還付未済額が確定しましたので、それにあわせて当初措置しておりました6ページから7ページちょっとごらんになってください。当初予算で50万円還付未済金のほうを見込んでおりましたが、先ほど説明しましたとおり、補正後の10万1,000円の還付金が確定したということで補正額39万9,000円の減額補正をしております。以上を説明を終わらせていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第56号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

散 会 (午後5時02分)